

平成 28 年 版

消 防 白 書

— 抜 粹 —

消 防 庁

海外消防情報センターにおいて抜粋・再構成しております。

平成 28 年度 消防白書－抜粋－目次

第 1 章 災害の現況と課題	1
第 1 節 火災予防	1
[火災の現況と最近の動向] 白書 38-39 頁	1
[火災予防行政の現況] 白書 59-73 頁	3
1. 住宅防火対策の現況	3
2. 防火対象物	3
3. 防火管理制度	4
(1) 防火管理者	4
(2) 統括防火管理者	4
(3) 防火対象物定期点検報告制度	6
4. 防災管理制度	7
(1) 防災管理者	7
(2) 統括防災管理者	8
5. 立入検査と違反是正	9
(1) 立入検査と違反是正の現況	9
(2) 新「適マーク制度」の運用開始	9
(3) 違反対象物の公表制度の運用開始	9
6. 消防用設備等	10
(1) 消防同意の現況	10
(2) 消防用設備等の設置の現況	10
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	10
(4) 防災規制	12
(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制	13
7. 消防用機械器具等の検定等	13
(1) 検定	13
(2) 自主表示	13
8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定	14
9. 火災原因調査の現況	14
10. 製品火災対策の推進	14
11. 屋外イベント会場の防火対策の推進	16
第 2 節 危険物施設等における災害対策	17
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向] 白書 76-79 頁	17
1. 火災事故	17
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害	17
(2) 危険物施設における火災事故の発生要因	18
(3) 無許可施設における火災事故	18
(4) 危険物運搬中の火災事故	18
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故	18
2. 流出事故	19
(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害	19
(2) 危険物施設における流出事故の発生要因	19
(3) 無許可施設における流出事故	19
(4) 危険物運搬中の流出事故	19
[危険物行政の現況] 白書 79-85 頁	21
1. 危険物規制	21
(1) 危険物規制の体系	21
(2) 危険物規制の最近の状況	22
(3) 危険物施設の現況	23
(4) 危険物取扱者	24
(5) 事業所における保安体制の整備	24
(6) 保安検査	24
(7) 立入検査及び措置命令	25

2.	石油パイプラインの保安.....	25
(1)	石油パイプライン事業の保安規制.....	25
(2)	石油パイプラインの保安の確保.....	25
第3節	石油コンビナート災害対策.....	26
[石油コンビナート災害の現況と最近の動向] 白書 86-87 頁.....	26
1.	事故件数と被害.....	26
2.	事故の特徴.....	26
(1)	特定事業所区分別事故件数.....	26
(2)	特定事業所の業態別事故件数.....	27
[石油コンビナート災害対策の現況] 白書 87-91 頁.....	27
1.	石油コンビナート等特別防災区域の現況.....	27
2.	道府県・消防機関における防災体制.....	27
(1)	防災体制の確立.....	27
(2)	災害発生時の応急対策.....	28
(3)	特別防災区域所在市町村等の消防力の整備.....	28
3.	特定事業所における防災体制.....	29
(1)	自衛防災組織等の設置.....	29
(2)	大容量泡放射システムの配備.....	29
(3)	自衛防災体制の充実.....	29
4.	事業所のレイアウト規制.....	29
(1)	レイアウト規制.....	29
(2)	新設等の届出等の状況.....	30
5.	その他の災害対策.....	30
(1)	災害応急体制の整備.....	30
(2)	防災緩衝緑地等の整備.....	30
第2章	消防防災の組織と活動.....	31
第1節	消防体制 白書 134-137 頁.....	31
1.	消防組織.....	31
(1)	常備消防機関.....	31
(2)	消防団.....	31
2.	消防防災施設等.....	33
(1)	消防車両等の整備.....	33
(2)	消防通信施設.....	33
(3)	消防水利.....	34
第4節	教育訓練体制 白書 166-171 頁.....	35
1.	消防職団員の教育訓練.....	35
2.	職場教育.....	35
3.	消防学校における教育訓練.....	35
(1)	消防学校の設置状況.....	35
(2)	教育訓練の種類.....	35
(3)	消防学校における教育訓練の充実強化.....	35
(4)	教育訓練の実施状況.....	36
(5)	教職員の状況.....	36
4.	消防大学校における教育訓練及び技術的援助.....	37
(1)	施設・設備.....	37
(2)	教育訓練の実施状況.....	37
(3)	消防学校に対する技術的援助.....	39
(4)	特別講習会.....	39
5.	その他の教育訓練.....	39
(1)	救急救命士の養成.....	39
(2)	指導救命士の養成.....	39
第5節	救急体制 白書 172-181 頁.....	40
1.	救急業務の実施状況.....	40
(1)	救急出動の状況.....	40
(2)	傷病程度別搬送人員の状況.....	40

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況.....	40
(4) 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況.....	41
(5) 現場到着所要時間の状況.....	41
(6) 病院収容所要時間の状況.....	42
(7) 救急隊員の行った応急処置等の状況.....	45
2. 救急業務の実施体制.....	45
(1) 救急業務実施市町村数.....	45
(2) 救急隊数及び救急隊員数.....	45
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移.....	46
(4) 救急自動車数.....	47
(5) 高速自動車国道等における救急業務.....	47
3. 消防と医療の連携促進.....	48
(1) 救急搬送における医療機関の受入状況.....	48
(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準.....	48
(3) 救急医療体制.....	49
第6節 救助体制 白書 191-193 頁.....	50
1. 救助活動の実施状況.....	50
(1) 救助活動件数及び救助人員の状況.....	50
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況.....	50
2. 救助活動の実施体制.....	50
(1) 救助隊数及び救助隊員数.....	50
(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況.....	51
3. 全国消防救助技術大会の実施.....	52
第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊 白書 202-209 頁.....	52
1. 消防の広域応援体制 — 省略 —.....	52
2. 緊急消防援助隊.....	52
(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化.....	52
(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等.....	55
(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備.....	58
附属資料	
附属資料 6 都道府県別火災損害状況 白書 288-290 頁.....	60
附属資料 32 消防機関数と消防職団員数の推移 白書 314 頁.....	63
附属資料 34 危険物施設数の推移 白書 316 頁.....	64

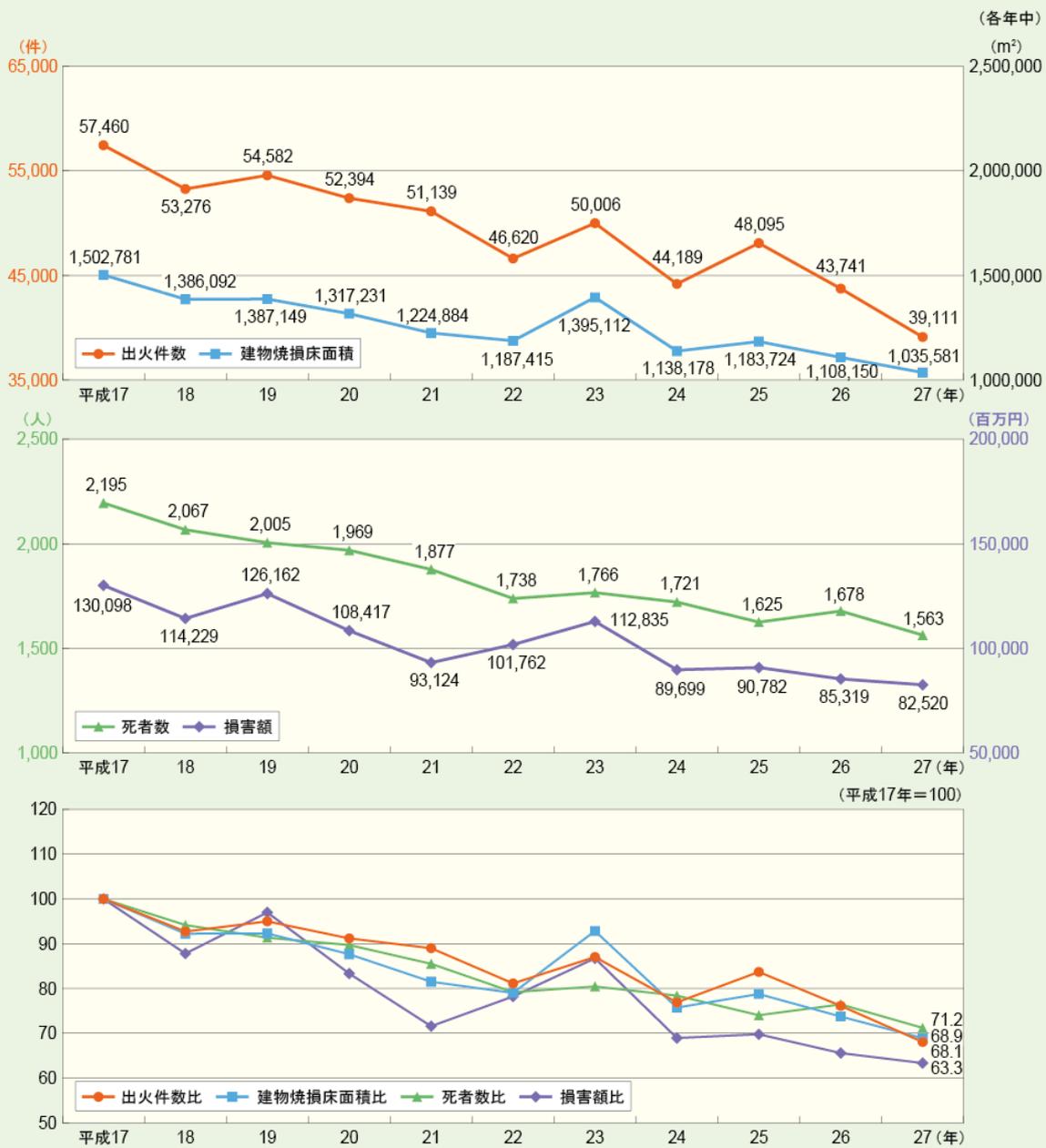
火災予防

火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、5万7,460件であった平成17年以降おおむね減少傾向となっており、平成27年中の出火件数は、3万9,111件と前年に比べ4,630件(10.6%)減少し、10年前(平成17年中の出火件数)の68.1%となっている。また、

火災による死者数も、2,195人を記録した平成17年以降おおむね減少傾向にあり、平成27年中の火災による死者数は、1,563人と前年に比べ115人(6.9%)減少した。また、10年前(平成17年中の火災による死者数)の71.2%となっている(第1-1-1図、第1-1-1表)。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 3 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成17年中の値を100とした比

第 1-1-1 表 表火災の状況

区分	単位	平成17年	平成26年 (A)	平成27年 (B)	増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C) / (A) × 100 (%)
出火件数	件	57,460	43,741	39,111	Δ4,630	Δ10.6
建物火災		33,049	23,641	22,197	Δ1,444	Δ6.1
林野火災		2,215	1,494	1,106	Δ388	Δ26.0
車両火災		6,630	4,467	4,188	Δ279	Δ6.2
船舶火災		124	86	97	11	12.8
航空機火災		6	1	7	6	600.0
その他の火災		15,436	14,052	11,516	Δ2,536	Δ18.0
焼損棟数	棟	46,188	33,380	31,780	Δ1,600	Δ4.8
全焼		10,602	7,411	7,131	Δ280	Δ3.8
半焼		3,335	2,021	1,834	Δ187	Δ9.3
部分焼		13,762	9,019	8,538	Δ481	Δ5.3
ぼや		18,489	14,929	14,277	Δ652	Δ4.4
建物焼損床面積	m ²	1,502,781	1,108,150	1,035,581	Δ72,569	Δ6.5
建物焼損表面積	m ²	155,299	118,684	112,797	Δ5,887	Δ5.0
林野焼損面積	a	111,585	106,182	53,844	Δ52,338	Δ49.3
死者	人	2,195	1,678	1,563	Δ115	Δ6.9
負傷者	人	8,850	6,560	6,309	Δ251	Δ3.8
り災世帯数	世帯	29,952	20,788	19,701	Δ1,087	Δ5.2
全損		6,834	4,569	4,416	Δ153	Δ3.3
半損		2,550	1,425	1,439	14	1.0
小損		20,568	14,794	13,846	Δ948	Δ6.4
り災人員	人	76,633	47,726	44,443	Δ3,283	Δ6.9
損害額	百万円	130,099	85,319	82,520	Δ2,799	Δ3.3
建物火災		122,375	77,656	75,754	Δ1,902	Δ2.4
林野火災		868	1,369	255	Δ1,114	Δ81.4
車両火災		3,628	2,625	2,165	Δ460	Δ17.5
船舶火災		364	241	579	338	140.2
航空機火災		4	0	496	496	—
その他の火災		2,016	2,820	3,079	259	9.2
爆発		842	608	193	Δ415	Δ68.3
出火率	件/万人	4.5	3.4	3.1	Δ0.3	—

- (備考)
- 「火災報告」により作成
 - 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - Δは負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 - 人口は、平成17年については3月31日現在の住民基本台帳、平成26年及び平成27年については各年3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。
 - 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。
 - 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
 - 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成 27 年中の放火を除いた住宅火災の件数（1 万 1,102 件）は、放火を除いた建物火災の件数（2 万 349 件）の約 5 割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（914 人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,086 人）の約 8 割となっており、過去 10 年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約 7 割が 65 歳以上の高齢者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成 18 年 6 月から義務化され、既存住宅についても平成 23 年 6 月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成 28 年 6 月 1 日時点で全国の設置率は 81.2%、条例適合率は 66.5% となっており、都道府県別にみると設置率は福井県、条例適合率は石川県が最も高くなっている（第 1-1-26 表、附属資料 22）。

第 1-1-26 表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（平成 28 年 6 月 1 日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.2%	66.5%	三重	78.3% (31)	65.4% (22)
北海道	83.0% (16)	71.8% (8)	滋賀	83.1% (14)	64.8% (26)
青森	72.6% (42)	51.2% (46)	京都	86.3% (6)	70.9% (10)
岩手	84.0% (12)	66.9% (21)	大阪	82.6% (17)	75.9% (4)
宮城	90.3% (2)	65.0% (25)	兵庫	85.1% (8)	67.1% (20)
秋田	80.0% (26)	65.4% (22)	奈良	79.0% (30)	75.0% (5)
山形	80.8% (22)	64.6% (27)	和歌山	79.9% (27)	68.1% (17)
福島	74.2% (40)	56.3% (41)	鳥取	84.9% (10)	62.5% (33)
茨城	74.6% (38)	61.7% (35)	島根	81.7% (19)	57.0% (40)
栃木	70.8% (45)	59.3% (38)	岡山	72.8% (41)	54.2% (44)
群馬	67.1% (46)	51.8% (45)	広島	85.1% (8)	73.1% (7)
埼玉	77.1% (35)	59.1% (39)	山口	83.9% (13)	74.8% (6)
千葉	77.6% (34)	65.1% (24)	徳島	74.4% (39)	62.2% (34)
東京	87.8% (5)	71.0% (9)	香川	75.4% (37)	62.9% (30)
神奈川	82.2% (18)	69.4% (15)	愛媛	80.3% (24)	70.8% (12)
新潟	83.1% (14)	68.2% (16)	高知	76.8% (36)	62.6% (31)
富山	84.1% (11)	70.1% (14)	福岡	80.4% (23)	67.3% (19)
石川	87.9% (4)	85.4% (1)	佐賀	72.0% (43)	54.9% (43)
福井	93.0% (1)	81.7% (2)	長崎	78.3% (31)	60.6% (37)
山梨	71.4% (44)	61.4% (36)	熊本	81.2% (20)	62.6% (31)
長野	81.0% (21)	63.1% (29)	大分	86.2% (7)	70.9% (10)
岐阜	80.1% (25)	64.6% (27)	宮崎	79.3% (29)	70.8% (12)
静岡	78.3% (31)	67.9% (18)	鹿児島	89.3% (3)	77.2% (3)
愛知	79.5% (28)	55.0% (42)	沖縄	57.6% (47)	41.0% (47)

() 内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*1の設置、防火物品の使用などを義務付けている。

平成 28 年 3 月 31 日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（上記消防法施行令別

表第一に掲げる防火対象物のうち、(一) 項から (十六) の三) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積 150m² 以上のもの及び (十七) 項から (十九) 項までに掲げる防火対象物が対象。) による数。以下同じ。) は、405 万 2,581 件である。

また、21 大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、112 万 2,214 件と全国の防火対象物の 27.7% を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（全国の 87.3%）、準地下街*2（同 85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同 48.2%）などである（第 1-1-27 表）。

*1 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）
*2 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

第 1-1-27 表 防火対象物数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分		全国	21 大都市	割合 (%)	防火対象物の区分		全国	21 大都市	割合 (%)	
(一)	イ 劇場等	4,471	662	14.8	(六)	ハ (5) 身体障害者福祉センター等	16,095	2,448	15.2	
	ロ 公会堂等	66,342	6,281	9.5		小計	74,279	12,923	17.4	
(二)	イ キャバレー等	934	118	12.6	二 幼稚園等	18,115	4,159	23.0		
	ロ 遊技場等	10,784	2,039	18.9	(七) 学校	128,429	28,552	22.2		
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	245	118	48.2	(八) 図書館等	7,836	852	10.9		
	ニ カラオケボックス等	2,882	675	23.4	(九) イ 特殊浴場	1,685	680	40.4		
(三)	イ 料理店等	3,325	550	16.5	ロ 一般浴場	4,799	1,231	25.7		
	ロ 飲食店	84,610	16,663	19.7	(十) 停車場	3,845	1,407	36.6		
(四)	百貨店等	159,470	27,658	17.3	(十一) 神社・寺院等	56,920	11,826	20.8		
(五)	イ 旅館等	58,685	5,827	9.9	(十二)	イ エ工場等	492,981	69,565	14.1	
	ロ 共同住宅等	1,294,957	481,152	37.2		ロ スタジオ	407	128	31.4	
(六)	イ 病院等	62,933	12,235	19.4	(十三)	イ 駐車場等	51,403	15,120	29.4	
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	38,366	6,811		17.8	ロ 航空機格納庫	749	105	14.0
		(2) 救護施設	264	33	12.5	(十四) 倉庫	325,086	52,239	16.1	
		(3) 乳児院	160	29	18.1	(十五) 事務所等	461,608	106,084	23.0	
		(4) 障害児入所施設	566	81	14.3	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	364,834	135,266	37.1
		(5) 障害者支援施設等	5,216	864	16.6		ロ 非特定複合用途防火対象物	255,350	118,122	46.3
	小計	44,572	7,818	17.5	(十六の二) 地下街	63	55	87.3		
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	25,321	4,298	17.0	(十六の三) 準地下街	7	6	85.7	
		(2) 更生施設	1,105	65	5.9	(十七) 文化財	8,639	1,591	18.4	
		(3) 保育所等	29,875	5,846	19.6	(十八) アーケード	1,336	507	37.9	
(4) 児童発達支援センター等		1,883	266	14.1	(十九) 山林	0	0	—		
					合計	4,052,581	1,122,214	27.7		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。)により作成
 2 21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の政令指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*³を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*⁴の作成等、防火管理に必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成 28 年 3 月 31 日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 107 万 5,458 件あり、そのうち 80.2%に当たる 86 万 2,798 件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。しかしながら、21 万 2,660 件の防火対象物については防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理権原者に対して、消防機関が指導・命令を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は 79 万 4,991 件で全体の 73.9%となっている(第 1-1-28 表)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ 31m を超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*⁵等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている(統括防火管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行)。

*³ 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理に必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
 *⁴ 防火管理に係る消防計画：防火管理に必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの。
 *⁵ 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行うもの）では、統括防火管理者の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

平成28年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に8万4,837件あり、そのうち50.6%に当たる4万2,905件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は4万133件で、届出率は47.3%になっている（第1-1-29表）。

第1-1-28表 全国の防火管理実施状況

（平成28年3月31日現在）

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数		防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	
				選任している防火対象物数	選任率 (%)	作成している防火対象物数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3,252	2,954	90.8	2,861	88.0
	ロ	公会堂等	61,168	49,129	80.3	45,638	74.6
(二)	イ	キャバレー等	751	436	58.1	375	49.9
	ロ	遊技場等	9,532	8,812	92.4	8,449	88.6
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	182	121	66.5	118	64.8
	ニ	カラオケボックス等	2,650	2,425	91.5	2,293	86.5
(三)	イ	料理店等	2,650	2,305	87.0	2,090	78.9
	ロ	飲食店	75,069	59,362	79.1	54,489	72.6
(四)		百貨店等	104,030	83,041	79.8	77,557	74.6
(五)	イ	旅館等	36,213	33,863	93.5	32,662	90.2
	ロ	共同住宅等	179,713	136,365	75.9	122,228	68.0
(六)	イ	病院等	22,939	20,761	90.5	19,873	86.6
	ロ	特別養護老人ホーム等	35,234	33,258	94.4	32,278	91.6
	ハ	老人デイサービスセンター等	44,522	42,012	94.4	40,741	91.5
	ニ	幼稚園等	11,288	10,887	96.4	10,444	92.5
(七)		学校	44,292	42,174	95.2	40,579	91.6
(八)		図書館等	5,240	4,815	91.9	4,580	87.4
(九)	イ	特殊浴場	1,327	1,192	89.8	1,156	87.1
	ロ	一般浴場	2,936	2,693	91.7	2,497	85.0
(十)		停車場等	674	524	77.7	469	69.6
(十一)		神社・寺院等	24,581	19,773	80.4	17,678	71.9
(十二)	イ	工場等	39,775	34,428	86.6	31,419	79.0
	ロ	スタジオ	273	175	64.1	154	56.4
(十三)	イ	駐車場等	1,420	1,125	79.2	969	68.2
	ロ	航空機格納庫	125	116	92.8	111	88.8
(十四)		倉庫	10,054	7,844	78.0	7,052	70.1
(十五)		事務所等	98,273	80,444	81.9	74,001	75.3
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	213,187	150,846 (28,887)	70.8 (13.6)	134,527 (23,764)	63.1 (11.1)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	42,635	29,576 (5,237)	69.4 (12.3)	26,437 (4,268)	62.0 (10.0)
(十六の二)		地下街	63	60	95.2	60	95.2
(十七)		文化財	1,410	1,282	90.9	1,206	85.5
合 計			1,075,458	862,798	80.2	794,991	73.9

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、その全てが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。
 () 内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。
 3 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士*⁶や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

また、防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することが義務付けられている。

平成28年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万9,085人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始してから3年間以上継続しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

第 1-1-29 表 全国の統括防火管理実施状況

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率 (%)	全体に係る消防計画を作成している防火対象物数	
						作成している防火対象物数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	25	16	64.0	15	60.0
	ロ	公会堂等	66	29	43.9	22	33.3
(二)	イ	キャバレー等	74	14	18.9	14	18.9
	ロ	遊技場等	79	46	58.2	42	53.2
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	34	18	52.9	18	52.9
	ニ	カラオケボックス等	21	9	42.9	8	38.1
(三)	イ	料理店等	3	0	0.0	0	0.0
	ロ	飲食店	2,140	1,056	49.3	978	45.7
(四)		百貨店等	736	355	48.2	321	43.6
(五)	イ	旅館等	238	124	52.1	107	45.0
(六)	イ	病院等	161	78	48.4	69	42.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	120	55	45.8	54	45.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	158	69	43.7	66	41.8
	ニ	幼稚園等	13	8	61.5	5	38.5
(九)	イ	特殊浴場	119	55	46.2	45	37.8
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	55,160	27,385	49.6	25,507	46.2
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,071	2,931	41.5	2,681	37.9
(十六の二)		地下街	54	44	81.5	42	77.8
(十六の三)		準地下街	4	4	100.0	3	75.0
高層建築物			18,561	10,609	57.2	10,136	54.6
合 計			84,837	42,905	50.6	40,133	47.3

備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

*6 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者

(以下「管理権原者」という。)に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画*7の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者*8の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織*9の設置を義務付けている。

第 1-1-30 表 全国の防災管理等実施状況

(平成28年3月31日現在)

用途区分	項目	防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数		防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数		自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
			数	選任率 (%)	数	作成率 (%)	数	届出率 (%)
(一)	イ 劇場等	66	62	93.9	60	90.9	58	87.9
	ロ 公会堂等	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
(二)	イ キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 遊技場等	18	16	88.9	16	88.9	12	66.7
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ 料理店等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 飲食店	0	0	—	0	—	0	—
(四)	百貨店等	363	329	90.6	310	85.4	317	87.3
(五)	イ 旅館等	391	376	96.2	363	92.8	347	88.7
	ロ 共同住宅等							
(六)	イ 病院等	723	662	91.6	619	85.6	601	83.1
	ロ 特別養護老人ホーム等	38	36	94.7	33	86.8	33	86.8
	ハ 老人デイサービスセンター等	18	14	77.8	14	77.8	17	94.4
	ニ 幼稚園等	0	0	—	0	—	0	—
(七)	学校	822	739	89.9	644	78.3	648	78.8
(八)	図書館等	13	9	69.2	9	69.2	11	84.6
(九)	イ 特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)	停車場等	6	4	66.7	4	66.7	5	83.3
(十一)	神社・寺院等	17	14	82.4	13	76.5	13	76.5
(十二)	イ 工場等	1,483	1,359	91.6	1,230	82.9	1,180	79.6
	ロ スタジオ	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
(十三)	イ 駐車場等	6	3	50.0	3	50.0	6	100.0
	ロ 航空機格納庫							
(十四)	倉庫							
(十五)	事務所等	1,599	1,317	82.4	1,220	76.3	1,414	88.4
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,313	2,271 (964)	68.5 (29.1)	2,146 (948)	64.8 (28.6)	2,998 (67)	90.5 (2.0)
	ロ 非特定複合用途防火対象物	738	601 (108)	81.4 (14.6)	544 (105)	73.7 (14.2)	621 (12)	84.1 (1.6)
(十六の二)	地下街	56	32	57.1	32	57.1	52	92.9
(十七)	文化財	0	0	—	0	—	0	—
合 計		9,678	7,852	81.1	7,268	75.1	8,341	86.2

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、その全てが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。

- *7 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの
 *8 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
 *9 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うもの

平成 28 年 3 月 31 日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に 9,678 件あり、そのうち 81.1%に当たる 7,852 件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 7,268 件で全体の 75.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は 8,341 件で全体の 86.2%となっている（第 1-1-30 表）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任し

て防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている（統括防災管理制度：平成 26 年 4 月 1 日施行）。

平成 28 年 3 月 31 日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 2,950 件あり、そのうち 83.7%に当たる 2,469 件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 2,388 件で、届出率は 80.9%になっている（第 1-1-31 表）。

第 1-1-31 表 全国の統括防災管理実施状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防災管理を要する建築物等の数	統括防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	全体についての消防計画を作成している建築物等の数	
						作成数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3	2	66.7	2	66.7
	ロ	公会堂等	0	0	—	0	—
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—	0	—
	ロ	飲食店	0	0	—	0	—
(四)		百貨店等	57	37	64.9	38	66.7
(五)	イ	旅館等	12	8	66.7	8	66.7
(六)	イ	病院等	41	18	43.9	18	43.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	3	3	100.0	3	100.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	0	0	—	0	—
	ニ	幼稚園等	0	0	—	0	—
(七)		学校	75	12	16.0	9	12.0
(八)		図書館等	2	0	0	0	0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—	0	—
(十)		停車場等	5	4	80.0	4	80.0
(十一)		神社・寺院等	2	1	50.0	0	0
(十二)	イ	工場等	40	12	30.0	11	27.5
	ロ	スタジオ	0	0	—	0	—
(十三)	イ	駐車場等	4	4	100.0	4	100.0
(十五)		事務所等	529	430	81.3	411	77.7
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,947	1,764	90.6	1,711	87.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	186	133	71.5	130	69.9
(十六の二)		地下街	44	41	93.2	39	88.6
(十七)		文化財	0	0	—	0	—
合計			2,950	2,469	83.7	2,388	80.9

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成27年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、85万9,216回となっている(第1-1-32表)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている(第1-1-33表、平成28年版消防白書附属資料24、25、26)。

特に、特定違反対象物(床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務

部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。)については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成28年3月31日現在、359件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある(第1-1-34表)。

(2) 新「適マーク制度」の運用開始

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月1日から申請・受付を開始し、8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる。(参照 URL : http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html)

(3) 違反対象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反対象物の公表制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、市町村のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月から、全ての政令指定都市において公表制度が開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期などを確認することができる。(参照 URL : <http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>)

第1-1-32表 立入検査実施状況

(平成27年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	2,248	19,707	317	4,505	108	1,259	1,057	30,883	54,232
防火対象物の区分	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	33,988	153,132	21,726	25,757	33,154	6,617	35,184	2,453	754
防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等
立入検査回数	1,332	1,169	13,733	86,384	110	12,612	1,386	59,312	91,528
防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	113,172	45,309	165	63	5,385	302	0	173	859,216

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

第 1-1-33 表 命令の状況

(平成 27 年度)

命令の種類	件数	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3)		207	206
防火管理に関する命令 (消防法第 8 条及び第 8 条の 2)		29	29
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第 17 条の 4)		100	76
合計		336	311

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「是正件数」は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に発せられた命令に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までに是正された件数(平成 28 年 3 月 31 日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成 27 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23 万 5,750 件で、そのうち不同意としたものは 30 件であった(第 1-1-35 表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成 28 年 3 月 31 日現在、スプリンクラー設備の設置率(設置数/設置必要数)は 99.6%、自動火災報知設備の設置率は 98.3%となっている(第 1-1-36 表)。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(死者 5 名、負傷者 7 名)を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等(平成 25 年 12 月 27 日公布)により、スプリンクラー設備の設置については、平

第 1-1-34 表 特定違反対象物の改善状況の推移

(平成 27 年度)

区分	年度当初の違反対象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率(%) (c = b/a × 100)
平成 21 年度	301	63	20.9%
平成 22 年度	299	69	23.1%
平成 23 年度	389	37	9.5%
平成 24 年度	179	46	25.7%
平成 25 年度	230	54	23.5%
平成 26 年度	249	56	22.5%
平成 27 年度	331	100	30.2%
平成 28 年度	359	—	—

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時(3 月 31 日現在)における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である(新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない)。

成 27 年 4 月 1 日から施行された。なお、施行に際し、既存の施設については平成 30 年 3 月 31 日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災(死者 10 名、負傷者 5 名)を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等(平成 26 年 10 月 16 日公布)により、スプリンクラー設備の設置については、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。施行に際し、既存の施設については、平成 37 年 6 月 30 日までに設置することとする経過措置が定められた。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができるとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者(消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者)に行わせなければならないこととされている。

第 1-1-35 表 消防同意処理状況

(件)

申請要旨	内訳	同 意		不 同 意		合 計	
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新 築		215,359	207,240	29	26	215,388	207,266
増 築		20,858	20,170	5	2	20,863	20,172
改 築		928	843	1	1	929	844
移 転		143	146	0	0	143	146
修 繕		115	134	0	0	115	134
模 様 替		126	100	0	0	126	100
用途変更		3,807	3,926	2	1	3,809	3,927
そ の 他		3,308	3,161	0	0	3,308	3,161
合 計		244,644	235,720	37	30	244,681	235,750

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

第 1-1-36 表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備				
		設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	
(一)	イ 劇場等	764	761	3	99.6	3,724	3,710	14	99.6	
	ロ 公会堂等	556	549	7	98.7	31,328	31,235	93	99.7	
(二)	イ キャバレー等	7	7	0	100.0	479	464	15	96.9	
	ロ 遊技場等	718	708	10	98.6	9,778	9,743	35	99.6	
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	175	173	2	98.9	
	ニ カラオケボックス等	9	9	0	100.0	2,776	2,704	72	97.4	
(三)	イ 料理店等	1	1	0	100.0	2,254	2,183	71	96.9	
	ロ 飲食店	118	117	1	99.2	35,228	34,432	796	97.7	
(四)	百貨店等	7,441	7,391	50	99.3	87,746	86,558	1,188	98.6	
(五)	イ 旅館等	1,972	1,964	8	99.6	46,290	45,821	469	99.0	
(六)	イ 病院等	7,346	7,332	14	99.8	39,764	39,624	140	99.6	
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	33,542	33,435	107	99.7	38,290	38,186	104	99.7
		(2) 救護施設	241	241	0	100.0	260	260	0	100.0
		(3) 乳児院	129	129	0	100.0	145	144	1	99.3
		(4) 障害児入所施設	429	429	0	100.0	546	546	0	100.0
		(5) 障害者支援施設等	3,930	3,907	23	99.4	5,455	5,427	28	99.5
	小 計		38,271	38,141	130	99.7	44,696	44,563	133	99.7
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1,384	1,382	2	99.9	15,992	15,930	62	99.6
		(2) 更生施設	23	23	0	100.0	687	661	26	96.2
		(3) 保育所等	86	86	0	100.0	24,827	24,794	33	99.9
		(4) 児童発達支援センター等	25	25	0	100.0	991	982	9	99.1
		(5) 身体障害者福祉センター等	436	433	3	99.3	9,665	9,575	90	99.1
	小 計		1,954	1,949	5	99.7	52,162	51,942	220	99.6
ニ 幼稚園等	187	187	0	100.0	15,379	15,339	40	99.7		
(九)	イ 特殊浴場	24	23	1	95.8	1,466	1,453	13	99.1	
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	17,673	17,588	85	99.5	194,126	187,997	6,129	96.8	
(十六の二)	地下街	59	59	0	100.0	60	60	0	100.0	
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0	
合 計		77,106	76,792	314	99.6	567,436	558,006	9,430	98.3	

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合には、免状の返納命令等を実施している。

平成 28 年 3 月 31 日現在、消防設備士の数は延べ 111 万 7,347 人となっており (第 1-1-37 表)、ま

た、消防設備点検資格者の数は特種 (特殊消防用設備等) 672 人、第 1 種 (機械系統) 14 万 9,422 人、第 2 種 (電気系統) 14 万 994 人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

第 1-1-37 表 消防設備士の数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

種類	類別	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類	合計
	特類	特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	
甲種 (人) (工事・整備)	3,047	134,382	41,770	35,855	276,762	32,458	—	—	524,274
乙種 (人) (整備)	—	36,952	11,484	10,484	87,724	17,493	243,612	185,324	593,073

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物(以下「防災防火対象物」という。)において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(以下「防災対象物品」という。)には、消防法により、所定の防災性能を有するもの(以下「防災物品」という。)を使用することを義務付けている。

平成 28 年 3 月 31 日現在、全国の防災防火対象

物数は、96 万 9,236 件であり、適合率(防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合)は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で 87.5%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で 87.0%、展示用合板を使用する防災防火対象物で 84.7%となっている(第 1-1-38 表)。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ(参照 URL : http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/)において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

第 1-1-38 表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	
			適率(%)	適率(%)		適率(%)	適率(%)			
(一) イ 劇場等	4,142	2,555	2,429	95.1%	1,901	1,807	95.1%	468	445	95.1%
ロ 公会堂等	63,746	42,163	38,173	90.5%	24,711	21,926	88.7%	4,041	3,527	87.3%
(二) イ キャバレー等	933	464	350	75.4%	475	384	80.8%	50	46	92.0%
ロ 遊技場等	10,468	4,794	4,278	89.2%	4,467	4,053	90.7%	679	608	89.5%
ハ 性風俗特殊営業店舗等	197	134	109	81.3%	113	92	81.4%	8	6	75.0%
ニ カラオケボックス等	2,675	1,370	1,223	89.3%	1,177	1,083	92.0%	174	164	94.3%
(三) イ 料理店等	3,245	1,948	1,640	84.2%	1,794	1,517	84.6%	203	176	86.7%
ロ 飲食店	80,490	38,654	32,245	83.4%	24,526	20,302	82.8%	3,986	3,419	85.8%
(四) 百貨店等	152,786	59,873	54,001	90.2%	32,920	29,061	88.3%	7,725	6,642	86.0%
(五) イ 旅館等	56,968	45,955	41,826	91.0%	38,319	35,142	91.7%	2,707	2,243	82.9%
(六) イ 病院等	61,137	44,638	41,809	93.7%	24,736	22,969	92.9%	3,850	3,497	90.8%
ロ 特別養護老人ホーム等	43,112	35,572	33,573	94.4%	21,114	19,845	94.0%	3,609	3,309	91.7%
ハ 老人デイサービスセンター等	71,445	52,780	48,887	92.6%	30,609	27,797	90.8%	4,912	4,371	89.0%
ニ 幼稚園等	17,093	13,243	12,228	92.3%	6,933	6,327	91.3%	1,111	1,003	90.3%
(九) イ 特殊浴場	1,532	1,128	997	88.4%	1,083	990	91.4%	78	63	80.8%
(十二) ロ スタジオ	602	247	202	81.8%	193	163	84.5%	113	96	85.0%
(十六) イ 特定複合用途防火対象物	327,295	142,483	114,279	80.2%	96,686	78,042	80.7%	17,651	13,965	79.1%
ロ 非特定複合用途防火対象物	20,271	3,163	2,492	78.8%	2,294	1,786	77.9%	1,004	806	80.3%
(十六の二) 地下街	60	49	38	77.6%	40	32	80.0%	7	7	100.0%
(十六の三) 準地下街	11	7	5	71.4%	6	5	83.3%	1	1	100.0%
高層建築物	51,028	21,680	18,175	83.8%	19,653	16,961	86.3%	3,869	3,247	83.9%
合計	969,236	512,900	448,959	87.5%	333,750	290,284	87.0%	56,246	47,641	84.7%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 高層建築物(高さ 31 メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、家庭用こころ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）」（以下「対象火気省令」という。）に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の 2 の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第 37 条に定める 12 品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第 1-1-39 表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成 20 年 10 月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成 22 年 3 月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成 22 年 5 月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 27 日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年 3 月 27 日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

第 1-1-39 表 検定申請状況

（平成 27 年度）

種別	区分	型式試験	型式変更試験	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	3	1	31,062	31,930
	小型	32	18	4,801,119	4,978,925
②消火器用 消火薬剤	大型用	2	—	2,121	1,830
	小型用			253,431	256,968
③泡消火薬剤		9	—	1,810,650	1,787,130
④火災報知 設備	感知器	30	10	7,022,570	6,902,158
	発信機	11	0	350,035	335,217
⑤中継器		6	1	439,658	421,081
⑥受信機		12	10	497,907	498,428
⑦住宅用防災警報器		8	12	5,243,194	5,131,227
⑧閉鎖型スプリン クラーヘッド		34	7	2,620,396	2,651,951
⑨流水検知装置		9	13	30,473	31,230
⑩一斉開放弁		9	2	16,782	17,079
⑪金属製避難はしご		8	0	138,846	139,104
⑫緩降機		1	0	5,671	6,003
合 計		174	74	23,263,915	23,190,261

（備考）※「日本消防検定協会」により作成

※型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第 21 条の 16 の 3 の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成 27 年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ 25 件、消防用ホース 32 件、消防用吸管 3 件、結合金具 16 件、エアゾール式簡易消火具 1 件及び漏電火災警報器 2 件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の 16 の 2 の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年 6 月 27 日公布）により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、消防法施行令の一部を改正する政令等（平成 25 年 3 月 27 日公布）により、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できるとするものである。平成 28 年 3 月 31 日現在、特殊消防用設備等としてこれまで 60 件が認定を受けている（第 1-1-40 表）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には

高度な専門的知識が必要となる。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P. 280 参照）。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうちその結果を踏まえた消防法の改正等の対応を行ったものは第 1-1-41 表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 38 号）により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権が付与されている（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成 27 年（平成 27 年 1 月～12 月）に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災として、消防機関から報告されたものについて集計したところ、製品火災全体では 770 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 142 件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が 446 件、「現在調査中の火災」が 182 件であった（第 1-1-28 図）。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

第 1-1-40 表 特殊消防用設備等の認定件数：合計 60 件

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	25件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	3件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	6件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内全てのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要な防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	4件
大空間自然給排煙設備	煙感知器等により火災を感知した際、給気口及び排気口を確保することで生じる気流により煙を排出し、大空間部分において仕様規定の排煙設備と同等以上の排煙性能を実現する排煙設備である。	排煙設備	2件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス(窒素)消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長し、防護区画を不燃区画から防火区画にすることで気密性を担保している消火設備である。	不活性ガス消火設備	4件
合 計			60件

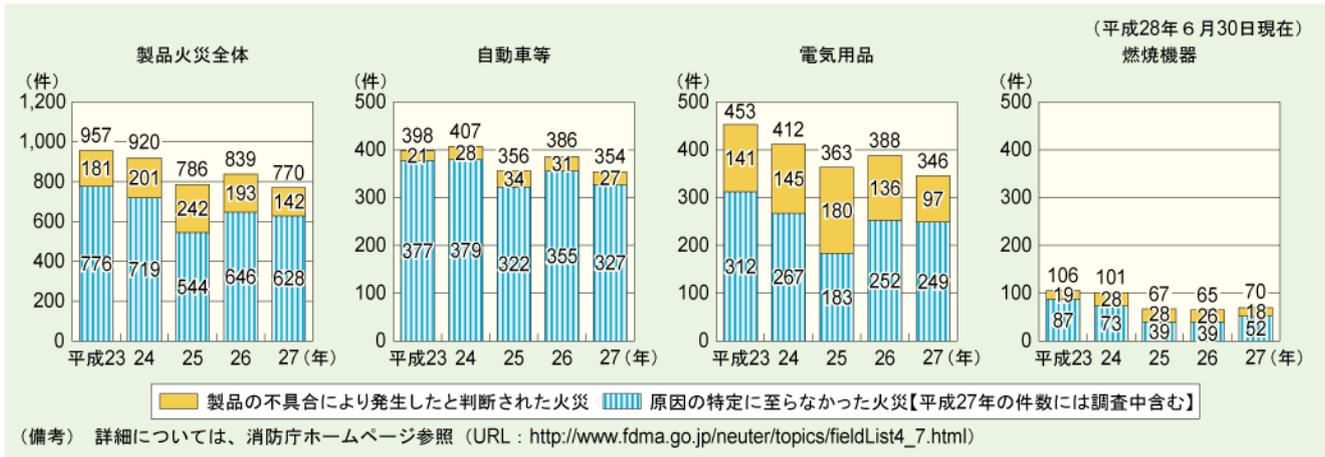
第 1-1-41 表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10名)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12名)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59名)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係

る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

第 1-1-28 図 最近 5 年間の製品火災の調査結果の推移



11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者 3 名、負傷者 56 名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成 25 年 12 月に消防法施行令改正、平成 26 年 1 月

に火災予防条例(例)改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設（P.21*11 参照）における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物（P.21*10 参照）の流出に大別される。危険物施設の火災及び流出事故件数は、平成6年（1994年）から増加傾向にある。平成27年中（平成27年1月1日～12月31日）は、火災が215件、流出が365件で合計580件で、前年より19件減少しているが、いまだ高い水準で推移している（第1-2-1図）。

1. 火災事故

危険物施設における平成27年中の火災事故の発生件数は、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成5年（1993年）の107件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.0倍に増加している。主な発生要因については、

維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めているが、腐食疲労等劣化等の物的要因によるものも増加の傾向にある。

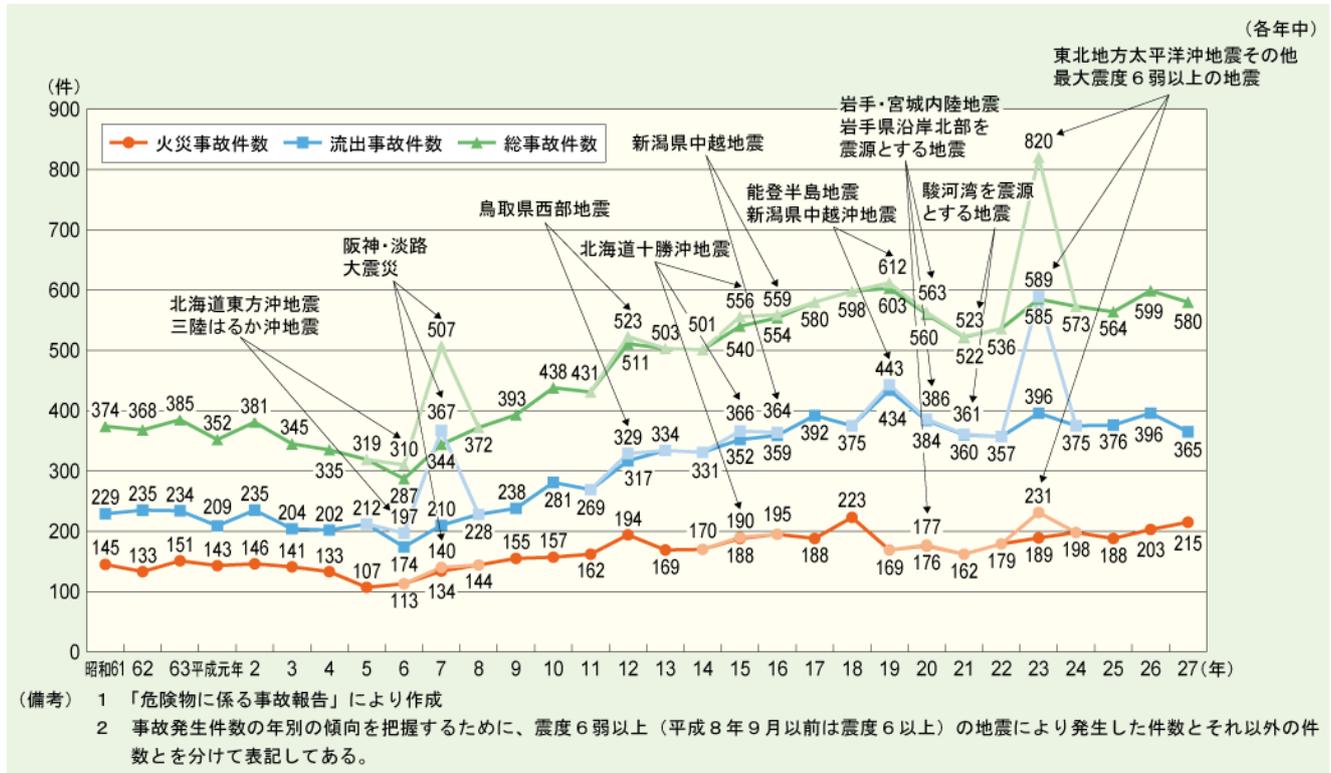
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害

平成27年中の危険物施設における火災事故の発生件数は215件（対前年比12件増）、損害額は7,956百万円（同5,816百万円増）、死者は0人（同1人減）、負傷者は31人（同33人減）となっている（第1-2-2図）。

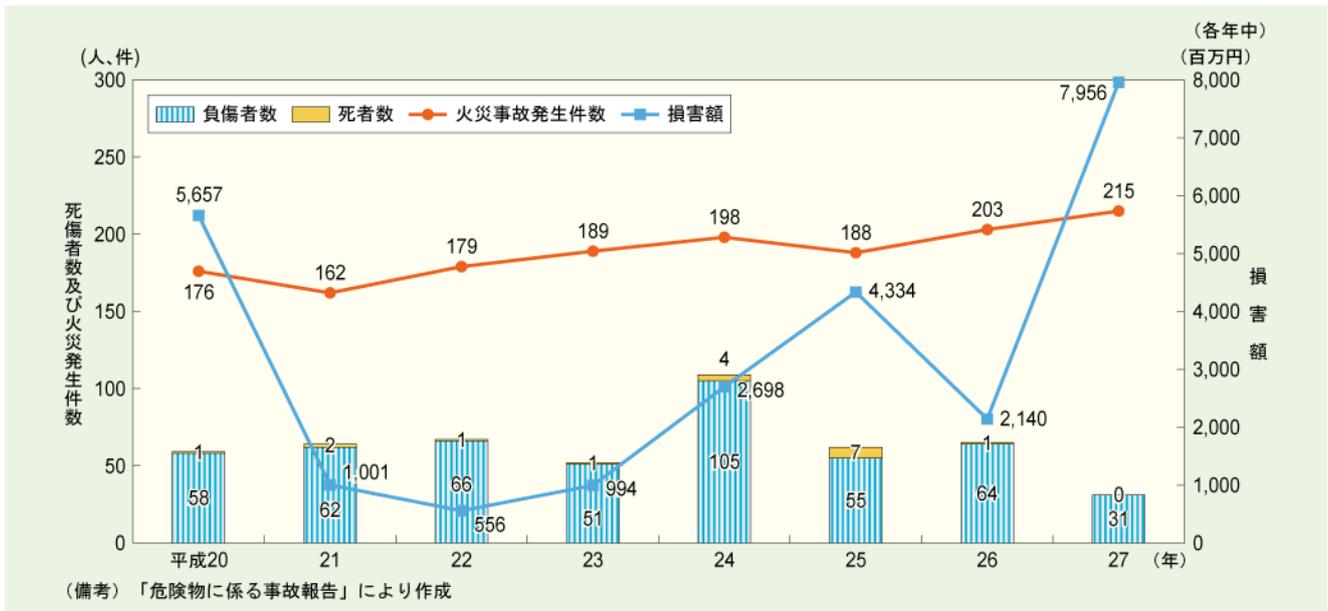
また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで製造所、給油取扱所の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の94.4%を占めている（第1-2-3図）。

一方、火災事故215件のうち103件（全体の47.9%）は、危険物が出火原因物質となっている（第1-2-4図）。

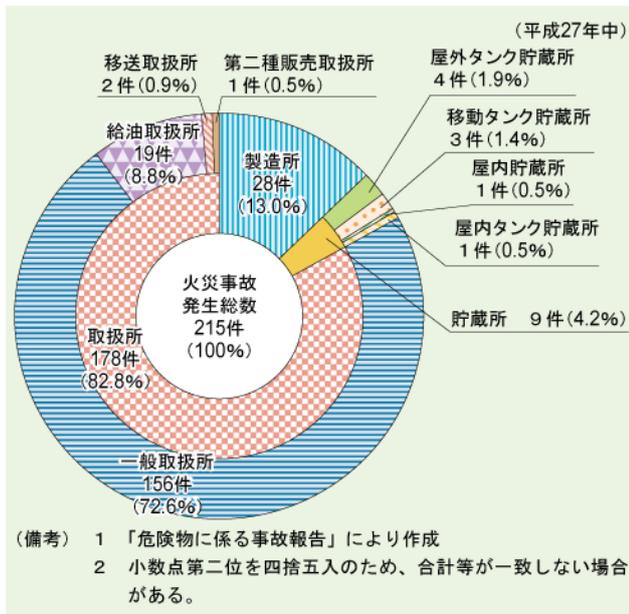
第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



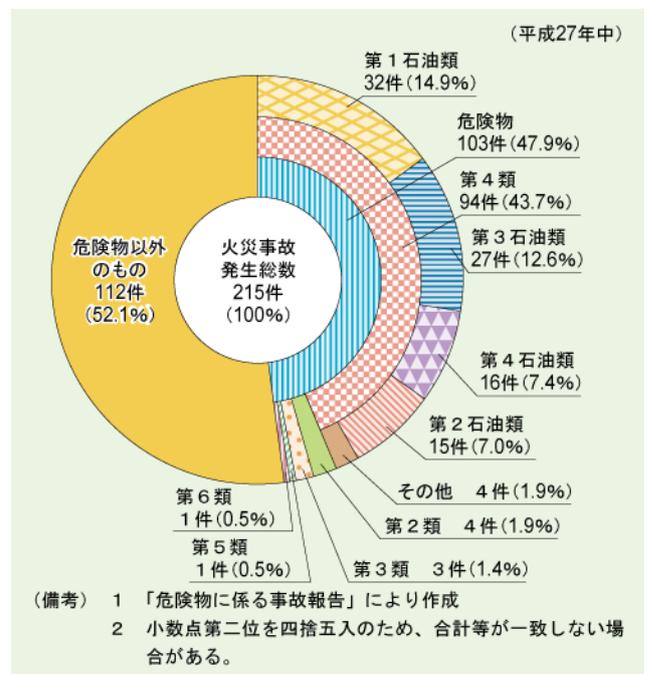
第 1-2-2 図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



第 1-2-3 図 危険物施設別火災事故発生件数



第 1-2-4 図 出火原因物質別火災事故発生件数



(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

平成 27 年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が 57.7%、物的要因が 27.9%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 14.4%となっている (第 1-2-5 図)。

また、着火原因別にみると、高温表面熱が 40 件 (対前年比 7 件増) と最も多く、次いで静電気火花が 23 件 (同 19 件減)、過熱着火が 22 件 (前年同数) となっている (第 1-2-6 図)。

(3) 無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設である

にもかかわらず、許可を受けていないもの (以下「無許可施設」という。) における平成 27 年中の火災事故の発生件数は 9 件 (対前年比 3 件増) であり、死者は 2 人 (同 1 人増)、負傷者は 14 人 (同 9 人増) となっている。

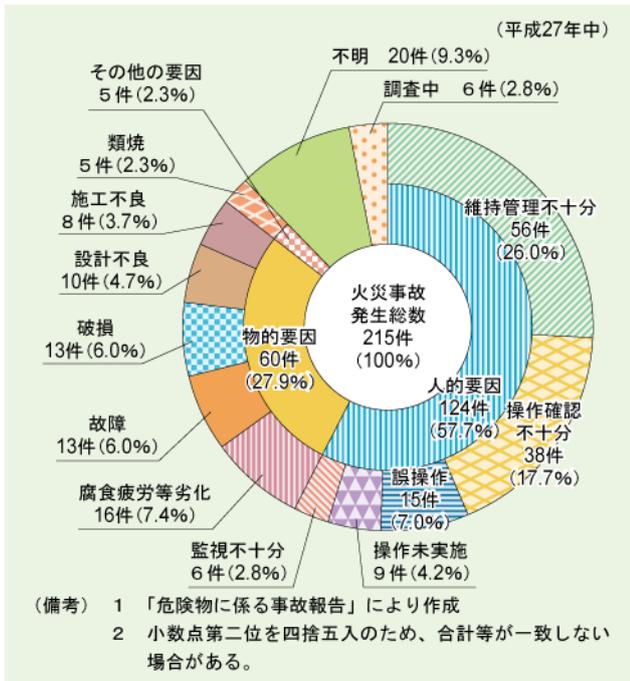
(4) 危険物運搬中の火災事故

平成 27 年中の危険物運搬中の火災事故は 2 件 (対前年比 2 件増) 発生している。

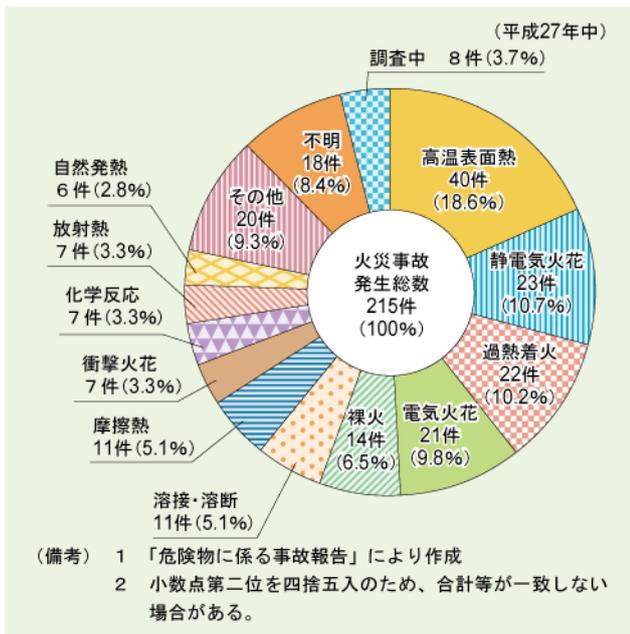
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

平成 27 年中の仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故は、平成 26 年に引き続き発生していない。

第 1-2-5 図 発生原因別火災事故発生件数



第 1-2-6 図 着火原因別火災事故発生件数



2. 流出事故

危険物施設における平成 27 年中の危険物の流出事故の発生件数は、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成 6 年（1994 年）の 174 件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約 2.1 倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが最も多くなっている。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

平成 27 年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数（火災に至らなかったもの）は 365 件（対前年比 31 件減）、損害額は 441 百万円（同 17 百万円増）、死者は 2 人（同 2 人増）、負傷者は 14 人（同 11 人減）となっている（第 1-2-7 図）。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所、給油取扱所の順となっている（第 1-2-8 図）。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、96.7%が石油製品を中心とする第 4 類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第 1 石油類（ガソリン等）が最も多く、次いで第 2 石油類（軽油等）、第 3 石油類（重油等）、第 4 石油類（ギヤー油等）の順となっている（第 1-2-9 図）。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

平成 27 年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が 38.6%、物的要因が 54.0%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 7.4%となっている（第 1-2-10 図）。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが 131 件（対前年比 17 件減）と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが 45 件（同 8 件減）、監視不十分によるものが 32 件（同 3 件増）となっている（第 1-2-10 図）。

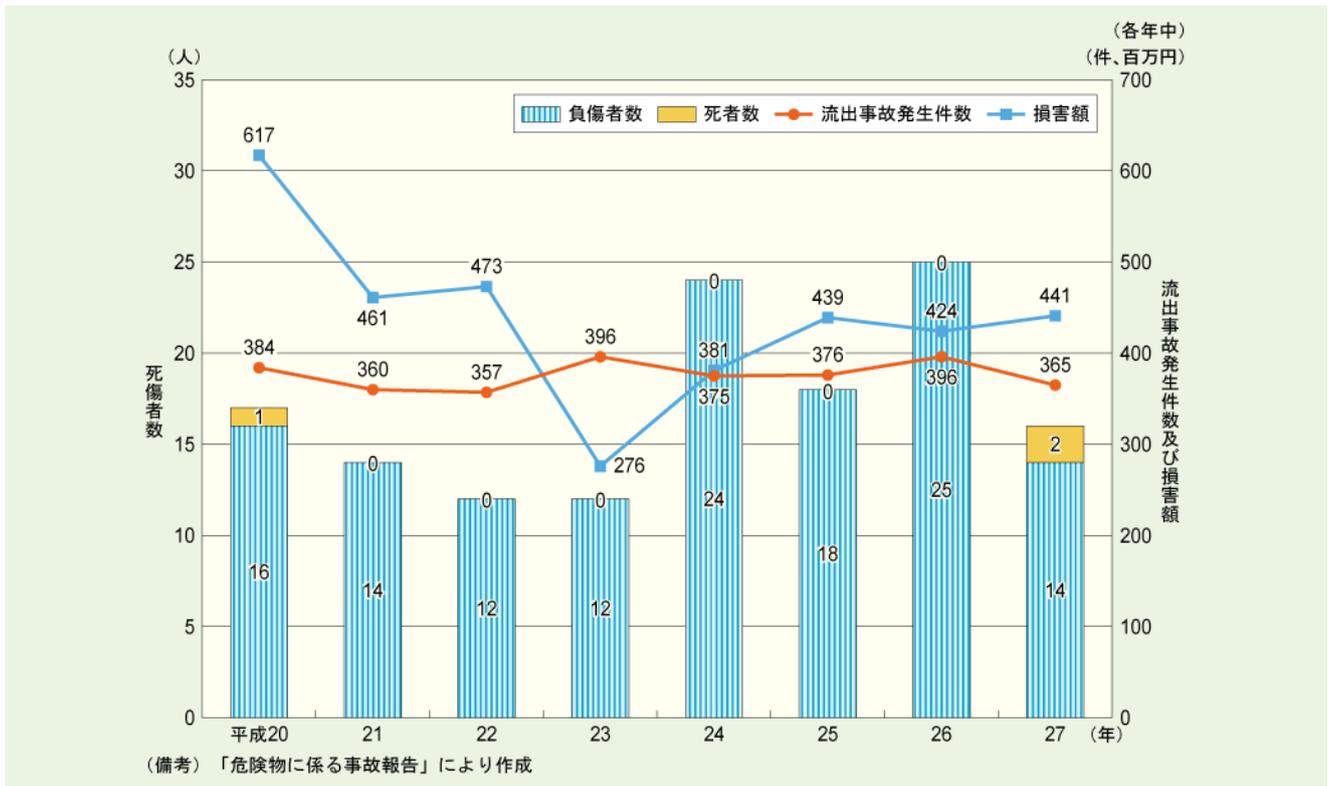
(3) 無許可施設における流出事故

平成 27 年中の無許可施設における流出事故の発生件数は 5 件（対前年比 2 件増）であり、死傷者は発生していない（死者：前年同数、負傷者：前年同数）。

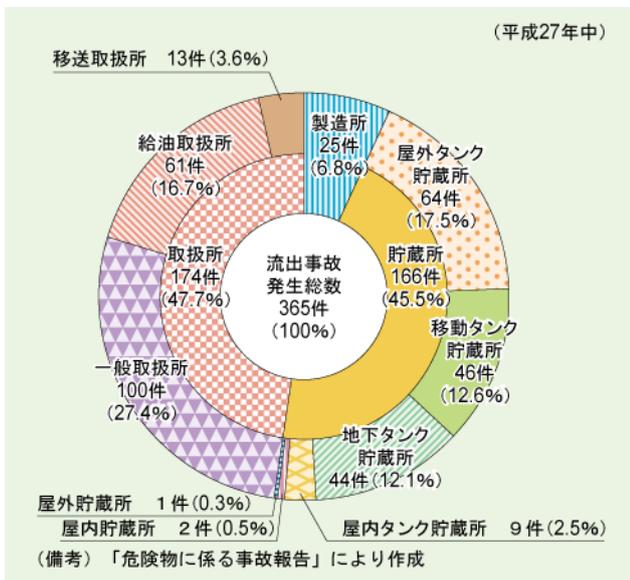
(4) 危険物運搬中の流出事故

平成 27 年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は 12 件（前年同数）であり、死者はなく（前年同数）、負傷者は 1 人（対前年比 4 人減）となっている。

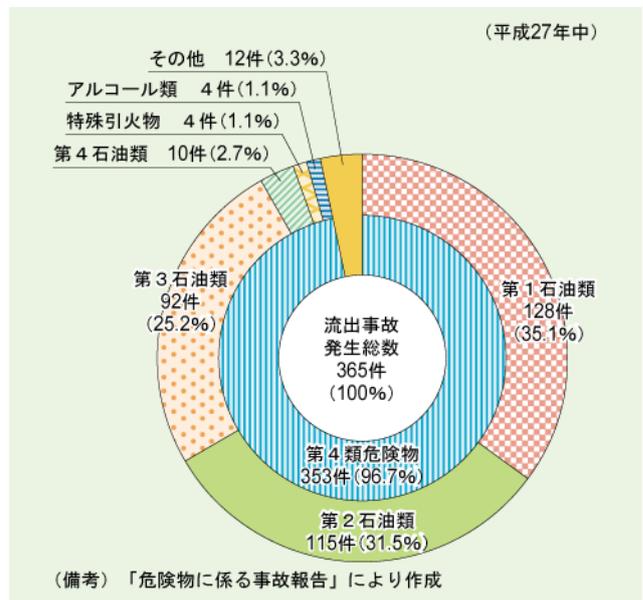
第 1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



第 1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数



第 1-2-9 図 流出物質別流出事故発生件数



危険物行政の現況

1. 危険物規制

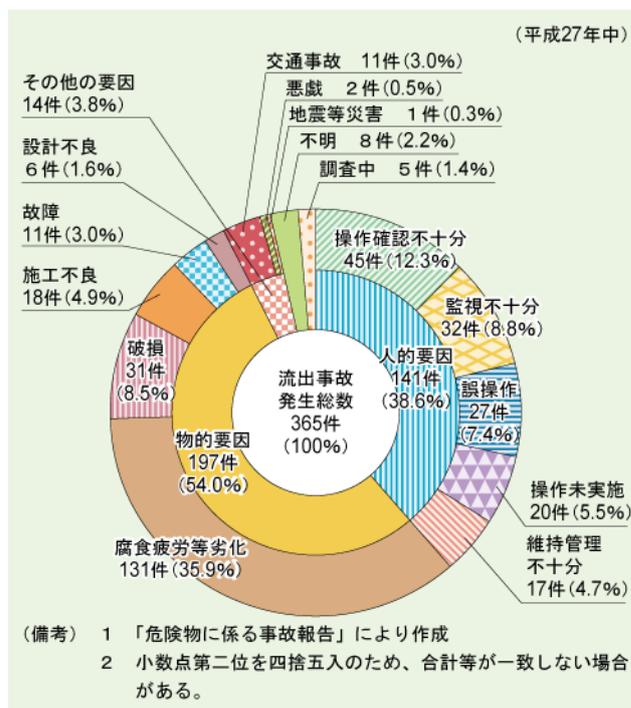
(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」*10として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減し、もって社会福祉の増進に資することとされている。

危険物に関する規制は、昭和34年（1959年）の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設*11に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、下記のとおりである（第1-2-11図）。

第1-2-10図 発生原因別流出事故発生件数



*10 危険物：消防法（第2条第7項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。

また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

【別表第一に掲げる危険物及びその特性】

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

*11 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分されている。

区分	内容
製造所	危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所）
貯蔵所	屋内貯蔵所 危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所 屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）
	屋内タンク貯蔵所 屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所 地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所 600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所 車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー）
	屋外貯蔵所 屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所 自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）
	販売取扱所 容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所 配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）
	一般取扱所 上記3つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設）

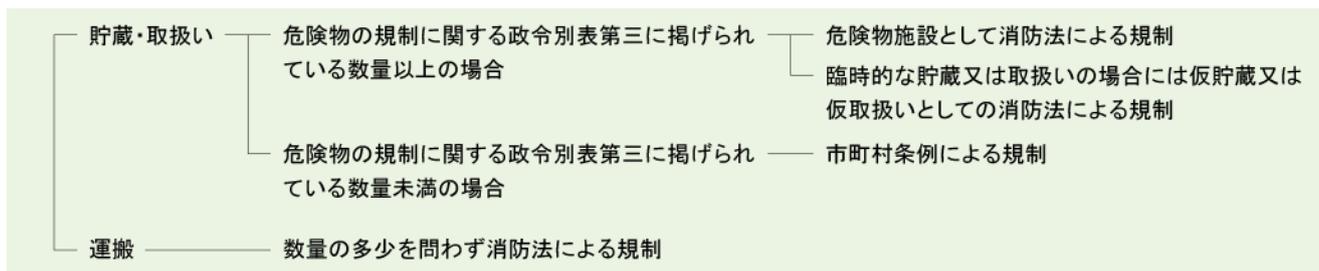
- ・指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物規制の最近の状況

ア 科学技術の進展等を踏まえた危険物規制の見直しの検討

水素社会実現に向けた取組として一般高圧ガス保安規則が改正され、液化水素貯槽等を設置する圧縮水素スタンドの技術上の基準が整備されたことを踏まえ、「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」を開催し、平成27年6月に危険物の規制に関する規則を改正して、液化水素貯槽と固定給油設備との離隔等の必要な安全対策を講じることを規定した。

第 1-2-11 図 規制の体系



また、規制改革実施計画（平成25年6月閣議決定）に基づき、平成25年8月から「天然ガススタンド併設給油取扱所の駐車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、天然ガス充てんのための駐車スペースと給油のための駐車スペースを共用化することの危険性の評価及び必要な安全対策の検討を行い、当該検討結果を踏まえ省令改正を行うこととしている。

さらに、危険物行政を取り巻く新たな課題にも対応しており、中山間地域等では地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されていることを踏まえ、平成27年6月から「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」を開催し、顧客の呼び出しに応じて危険物取扱者である従業員が隣接する店舗等から給油取扱所に速やかに移動して給油を行う形態について、危険性の評価及び必要な安全確保策の検討を行い、平成28年3月に「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」を作成し、全国の消防機関及び関係業界団体に周知している。



水素ステーションを併設する給油取扱所

イ 事故を踏まえた対応

平成26年5月13日に発生した東京都町田市作業所火災では、マグネシウム等の水による消火が適さない物質が保管されていたために鎮圧までに長時間を要したことから、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」において、マグネシウム等の消防活動上の留意事項についての各種調査及び検討を行い、平成28年6月に「マグネシウム等の安全対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関及び関係業界団体に周知している。

ウ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の安全対策

消防庁では、東日本大震災での被害状況を踏まえ危険物施設の安全対策について、必要な対応を行っている。

平成25年3月には「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に関する検討報告書」を取りまとめ、これを受けて同年10月に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、仮貯蔵・仮取扱いの安全対策、申請手続きに関する留意事項及び危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等についてまとめた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」を作成し、全国の消防機関等に周知している。

また、平成26年3月には、危険物施設の事業者が震災等対策（震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切に実施することができるよう、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓、震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点等をまとめた「危

「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を作成し、全国の消防機関及び関係業界団体に周知している。

(3) 危険物施設の現況

ア 危険物施設数の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在の危険物施設の総数（設置許可施設数）は 41 万 6,234 施設となっている（第 1-2-1 表）。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が 68.4%と

最も多く、次いで取扱所が 30.3%、製造所が 1.2%となっている（第 1-2-12 図）。

イ 危険物施設の規模別構成

平成 28 年 3 月 31 日現在における危険物施設総数に占める規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の施設数では、指定数量の 50 倍以下の危険物施設が、全体の 75.8%を占めている（第 1-2-13 図）。

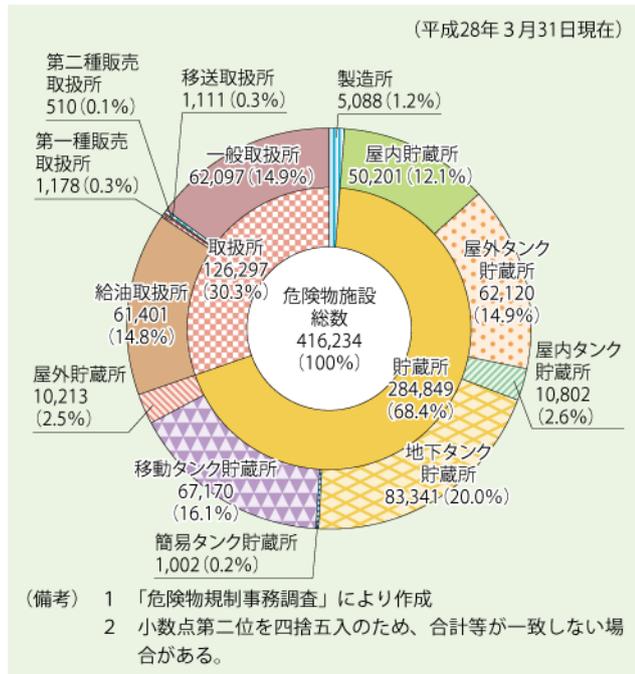
第 1-2-1 表 危険物施設数の推移

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設	年(平成)	24 (A)	25	26	27 (B)	28 (C)	増減率(%)	
							(C/A-1)×100	(C/B-1)×100
製造所		5,150	5,160	5,154	5,106	5,088	△1.2	△0.4
貯蔵所	屋内貯蔵所	51,516	51,245	50,888	50,553	50,201	△2.6	△0.7
	屋外タンク貯蔵所	66,294	65,330	64,206	63,093	62,120	△6.3	△1.5
	屋内タンク貯蔵所	11,679	11,502	11,296	11,021	10,802	△7.5	△2.0
	地下タンク貯蔵所	96,120	91,255	87,831	85,499	83,341	△13.3	△2.5
	簡易タンク貯蔵所	1,114	1,101	1,060	1,019	1,002	△10.1	△1.7
	移動タンク貯蔵所	68,299	67,916	67,665	67,498	67,170	△1.7	△0.5
	屋外貯蔵所	10,953	10,793	10,598	10,351	10,213	△6.8	△1.3
	小計	305,975	299,142	293,544	289,034	284,849	△6.9	△1.4
取扱所	給油取扱所	66,470	64,593	63,222	62,269	61,401	△7.6	△1.4
	第一種販売取扱所	1,333	1,293	1,245	1,209	1,178	△11.6	△2.6
	第二種販売取扱所	537	538	529	518	510	△5.0	△1.5
	移送取扱所	1,153	1,151	1,142	1,127	1,111	△3.6	△1.4
	一般取扱所	66,659	65,041	63,705	62,766	62,097	△6.8	△1.1
	小計	136,152	132,616	129,843	127,889	126,297	△7.2	△1.2
計		447,277	436,918	428,541	422,029	416,234	△6.9	△1.4

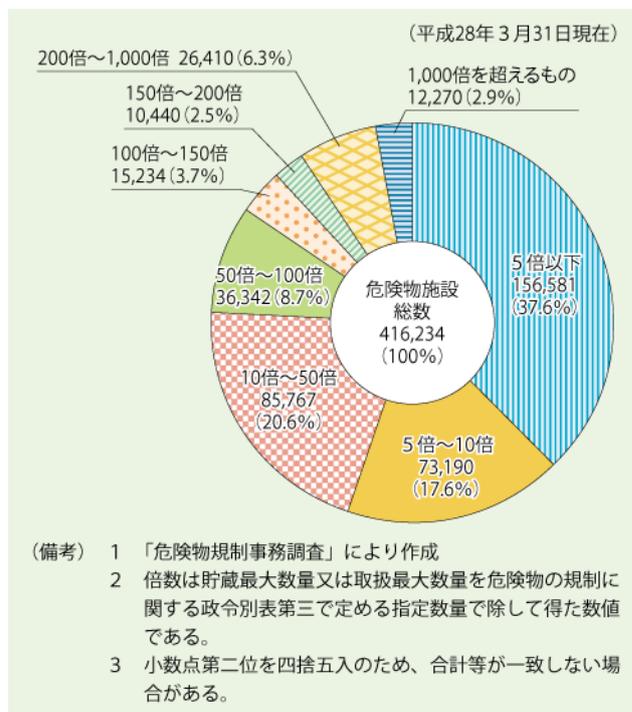
第 1-2-12 図 危険物施設数の区分別の状況

(平成28年3月31日現在)



第 1-2-13 図 危険物施設の規模別構成比

(平成28年3月31日現在)

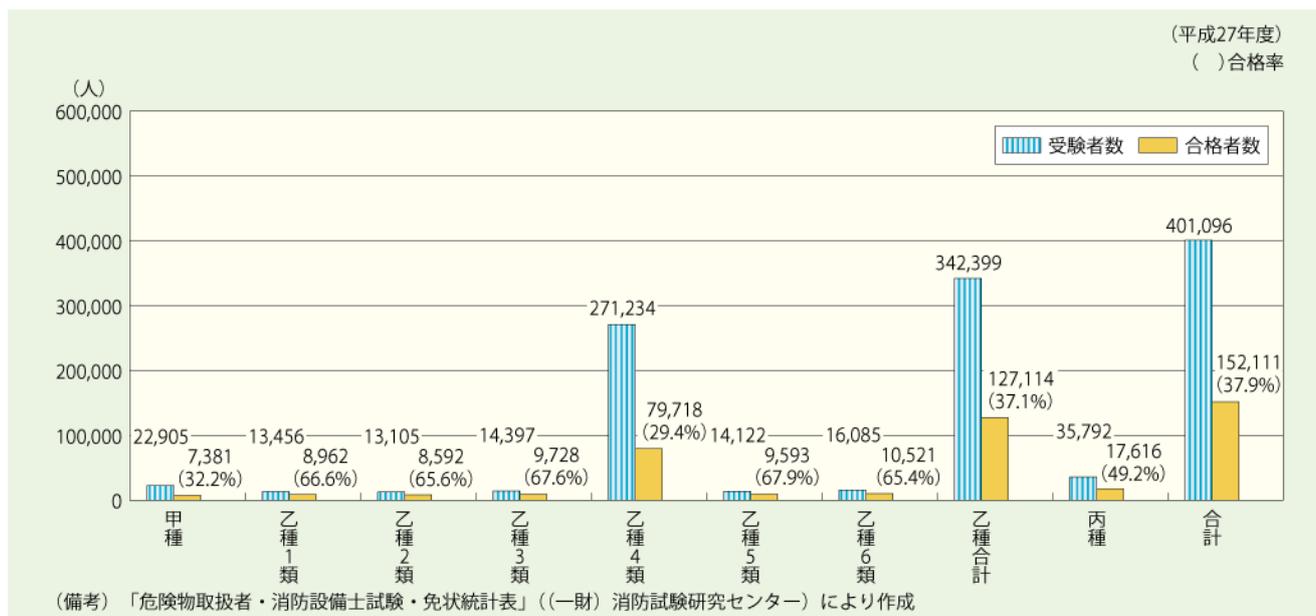


(4) 危険物取扱者

危険物取扱者は、全ての危険物を取り扱うことができる「甲種」、取得した類の危険物を取り扱うことができる「乙種」及び第4類のうち指定された危険物を取り扱うことができる「丙種」に区分されている。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

平成 28 年 3 月 31 日現在、危険物取扱者制度発

第 1-2-14 図 危険物取扱者試験実施状況



この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が全体の67.6%、次いで丙種が全体の8.9%となっており、この二種類の試験で全体の76.5%を占めている。合格者数でも、この二種類の試験で全体の64.0%を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内(平成24年4月1日からは、危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内)ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされている。

平成27年度中の保安講習は、全国で延べ1,407回(対前年度比44回増)実施され、17万8,843人(同1万5,866人増)が受講している(第1-2-2表)。

(5) 事業所における保安体制の整備

平成28年3月31日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で19万1,451事業所となっている。

足以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は913万7,022人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア 危険物取扱者試験

平成27年度中の危険物取扱者試験は、全国で578回(対前年度比31回増)実施された。受験者数は40万1,096人(対前年度比1万3,910人減)、合格者数は15万2,111人(同6,803人減)で平均の合格率は約37.9%(同0.4ポイント減)となっている(第1-2-14図)。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定(1,630事業所)、予防規程の作成(4万5,190事業所)が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置(75事業所)、危険物保安統括管理者の選任(211事業所)が義務付けられている。

(6) 保安検査

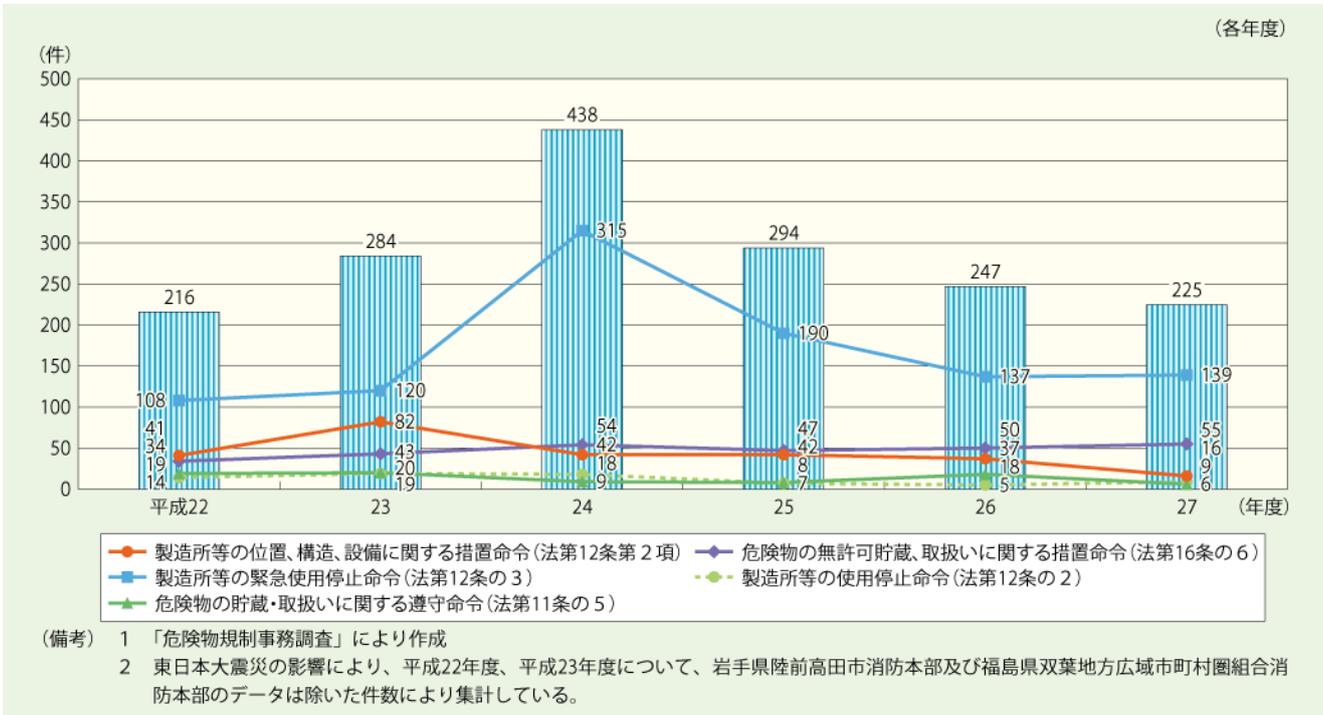
一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査(保安検査)を受けることが義務付けられている。

平成27年度中に実施された保安検査は276件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは267件、移送取扱所に関するものは9件となっている。

第 1-2-14 図 危険物取扱者試験実施状況

区分 年度	受講者数	甲種	乙種							丙種	種類別 総計	講習回数
			1類	2類	3類	4類	5類	6類	小計			
23	171,378	14,361	7,545	8,474	6,728	147,876	7,698	9,430	187,751	24,458	226,570	1,390
24	156,597	12,040	7,720	8,196	6,906	142,599	7,866	9,088	182,375	23,887	218,302	1,326
25	164,296	13,703	8,969	9,655	7,948	148,714	9,367	10,278	194,931	24,910	233,544	1,374
26	162,977	14,002	9,032	10,046	8,294	146,800	9,476	10,388	194,036	27,502	235,540	1,363
27	178,843	14,280	9,507	10,554	9,008	152,324	10,362	11,248	203,003	25,473	242,756	1,407

第 1-2-15 図 危険物施設等に関する措置命令等の推移



(7) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

平成 27 年度中の立入検査は 18 万 3,684 件の危険物施設について、延べ 19 万 8,862 回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成 27 年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は 225 件となっている (第 1-2-15 図)。

2. 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、昭和 47 年 (1972 年) に制定された石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって総務大臣の意見を聞かなければならない。また、総務大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行う。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1. 事故件数と被害

平成 27 年中に石油コンビナート等特別防災区域（P.27 参照。以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*¹²で発生した事故の総件数は 235 件で、その内訳は地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）が 1 件、地震事故以外の事故（以下「一般事故」という。）が 234 件となっている。地震事故は前年（0 件）より 1 件の増加となり、一般事故は前年（253 件）より 19 件の減少となっている（第 1-3-1 図）。

事故の種別は、火災 107 件（前年比 3 件増）、爆発 7 件（前年比 1 件増）、漏えい 118 件（前年比 17 件減）、その他 3 件（前年比 5 件減）となっている（第 1-3-1 表）。

一般事故の発生件数の推移をみると、石油コンビナート等災害防止法施行後は減少傾向にあったが、平成 6 年（1994 年）から増加傾向に転じ、平成 18 年に急増した。その後、平成 20 年、平成 21 年と 2 年連続して減少したが、平成 22 年から再び増加傾向に転じ、平成 26 年に過去最多を記録した。

平成 27 年中に発生した一般事故による死傷者数は、死者 0 人、負傷者 33 人である。

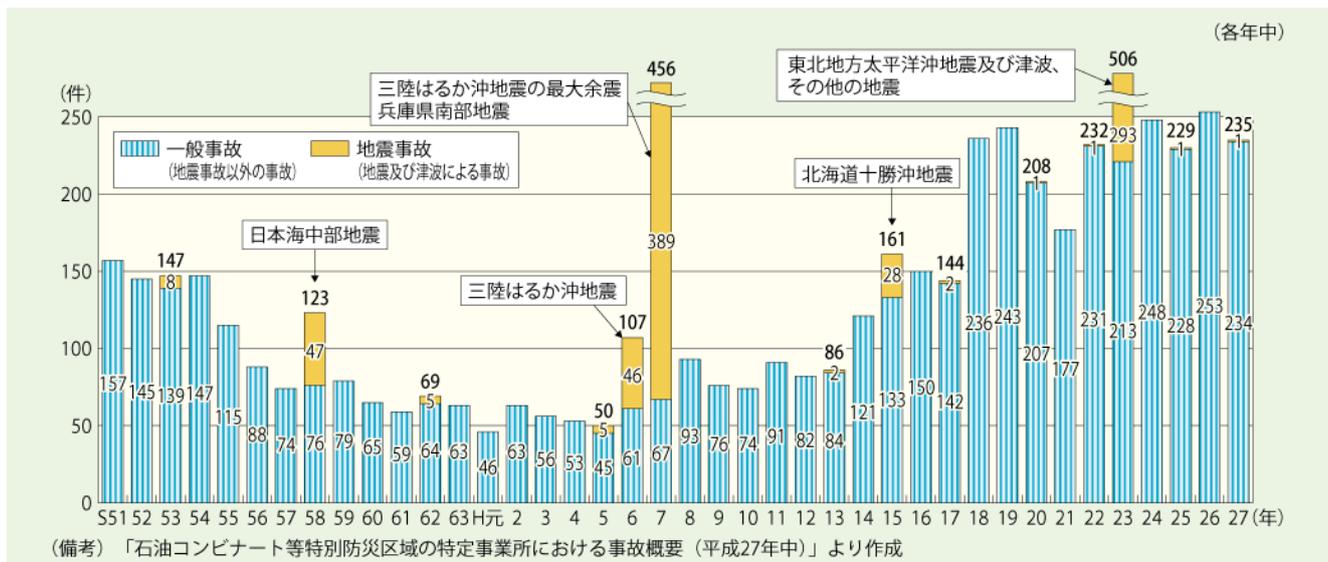
また、一般事故の原因をみると、腐食等劣化や施工不良などの物的要因が 120 件（51.3%）、操作確認不十分や維持管理不十分などの人的要因が 103 件（44.0%）となっている。

2. 事故の特徴

(1) 特定事業所区分別事故件数

特定事業所区分別の一般事故件数をみると、第 1 種事業所が 173 件（うちレイアウト事業所*¹³147 件）で、全体の 73.9%を占めている（第 1-3-2 表）。

第 1-3-1 図 石油コンビナート事故発生件数の推移



*12 特定事業所：第 1 種事業所（石油の貯蔵・取扱量が 1 万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が 200 立方メートル以上等である事業所）及び第 2 種事業所（石油の貯蔵・取扱量が千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が 20 立方メートル以上等である事業所）をいう。

*13 レイアウト事業所：第 1 種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等 6 つの地区に区分すること等のレイアウト規制（P.29 参照）の対象となる。

第 1-3-1 表 石油コンビナート事故発生状況

(各年中)

種 別	平成27年中の事故			平成26年中の事故		
		一般事故	地震事故		一般事故	地震事故
火 災	107 (45.5%)	107 (45.7%)	— (—%)	104 (41.1%)	104 (41.1%)	— (—%)
爆 発	7 (3.0%)	7 (3.0%)	— (—%)	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)
漏えい	118 (50.2%)	117 (50.0%)	1 (100%)	135 (53.4%)	135 (53.4%)	— (—%)
その他	破 損	3 (1.3%)	3 (1.3%)	8 (3.1%)	— (—%)	— (—%)
	上記に該当しないもの	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)
合 計	235	234	1	253	253	—

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (平成 27 年中)」より作成
2 平成 27 年中の事故では、地震事故が 1 件発生した。

第 1-3-2 表 特定事業所区分別一般事故件数

(平成 27 年中)

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する 割合 (%)	一事業所当たりの 事故発生件数 (B/A)
第 1 種事業所	370	173	73.9	0.47
レイアウト事業所	176	147	62.8	0.84
上記以外の事業所	194	26	11.1	0.13
第 2 種事業所	327	61	26.1	0.19
合 計	697	234	100.0	0.34

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (平成 27 年中)」より作成
2 事業所数は平成 27 年 4 月 1 日現在

(2) 特定事業所の業態別事故件数

一般事故における特定事業所の業態別の事故発生状況は、化学工業関係が 75 件 (32.0%)、石油・石炭製品製造業関係が 74 件 (31.6%)、鉄鋼業関係が 36 件 (15.4%)、電気業関係が 21 件 (9.0%)、その他の業態で 28 件 (12.0%) となっている。

【 石油コンビナート災害対策の現況 】

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制を行い、総合的な防災体制の確立を図ることとしている。

1. 石油コンビナート等特別防災区域の現況

平成 28 年 4 月 1 日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、32 道府県 102 市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積して

いる 83 地区が特別防災区域に指定されている (第 1-3-2 図)。これら特別防災区域を 90 消防本部が所管している。

また、石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は 686 事業所であり、そのうち第 1 種事業所が 363 事業所 (レイアウト事業所 174 を含む)、第 2 種事業所が 323 事業所である。

なお、特別防災区域における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量等は、平成 28 年版消防白書附属資料 38 のとおりである。

2. 道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部 (以下「防災本部」という。) を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画 (以下「防災計画」という。) に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

第 1-3-2 図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



(2) 災害発生時の応急対策

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、防災本部が中心となり、道府県、市町村、関係機関及び特定事業者等が一体となった防災対応が行われる。

消防機関は、災害発生時において、災害防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等、災害応急対応の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

特別防災区域内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあり、それら災害に対応するための消防力を整備することは重要である。

消防庁は、市町村の消防機関が基準とする「消防力の整備指針」において、特別防災区域に係る災害に対処するために保有すべき消防力を示しており、その整備を図っている。

平成 28 年 4 月 1 日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車 76 台、大型高所放水車 60 台、泡原液搬送車 87 台、大型化学高所放水車 21 台、3%泡消火薬剤 2,988kl、6%泡消火薬剤 580kl、消防艇 21 艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在道府県においても、泡原液貯蔵設備 27 基、可搬式泡放水砲 10 基等が整備されている。

3. 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織*14、広域共同防災組織*15及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）*16の設置について定めている。

平成28年4月1日現在、全ての特定事業所（686事業所）に自衛防災組織が置かれ、このほか74の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び55の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員5,642人、大型化学消防車89台、大型高所放水車51台、泡原液搬送車139台、大型化学高所放水車114台、大容量泡放水砲24基、油回収船26隻等が常時配備されている。

さらに、特定事業所には、その規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成28年4月1日現在、流出油等防止堤が144事業所に、消火用屋外給水施設が504事業所に、非常通報設備が570事業所にそれぞれ設置されている。

(2) 大容量泡放射システムの配備

平成15年9月に発生した十勝沖地震では、苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約54時間が経過した後に浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生した。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクで発生する火災について、本災害の発生前はリング火災*17が想定されていたが、我が国における地震の発生危険等を考慮すると、浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおける災害想定をタンク全面火災にまで拡充することが必要となった。

これを受け、石油コンビナート等災害防止法が平成16年6月に、同法施行令が平成17年11月に改正され、防災体制の充実強化とともに、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、新たな防災資機材である大容量泡放射システムを平成20年11月までに配備することが特定事業所に義務付けられた。

大容量泡放射システムは、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置及びホース等で構成される防災資機材であり、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の3倍から10倍の泡放射を行うことができるものである。

現在、1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。



大容量泡放射システムによる放水訓練
（大阪・和歌山広域共同防災協議会）

(3) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は、危険物が大量に取り扱われていることや設備が複雑に入り組んでいることから困難な場合が多く、また大規模な災害となる危険性もあることから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による的確な消防活動を行うことが要求されるとともに、当該活動を担う防災要員には広範な知識と技術が必要とされる。消防庁では、自衛防災組織等における防災活動について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」、「防災要員教育訓練指針」、「大容量泡放射システムを活用した防災活動」等を示しており、自衛防災体制の充実を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所全体として災害防止や被害軽減の観点から対策を講じる必要がある。

*14 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

*15 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

*16 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等の自主基準の作成や共同防災訓練などを実施することを目的に設置する協議会

*17 リング火災：浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、浮き屋根とタンクの側板の間が全周にわたってリング状に発生する火災

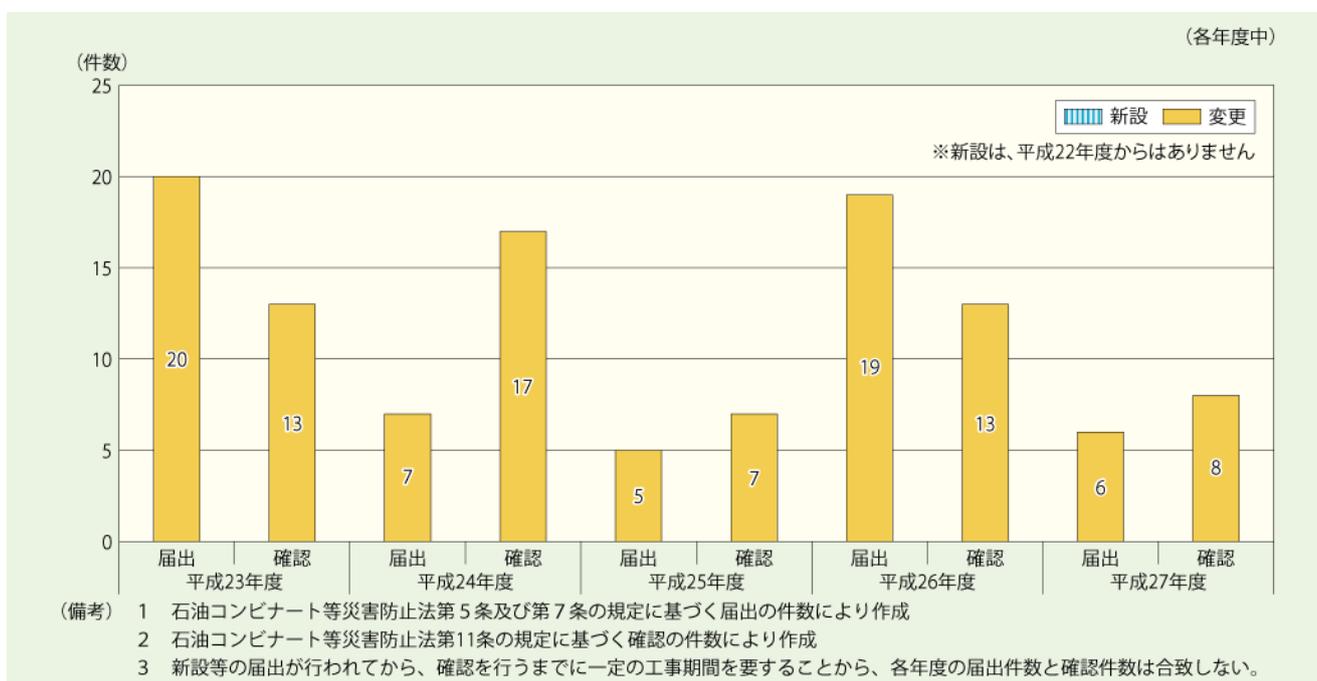
このため、石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、当該計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には計画に適合していることの確認を受けなければならないこととされている（レイアウト規制）。

レイアウト事業所における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、それぞれ、特定事業所全体の約60%及び約98%となっている（平成28年4月1日現在）。

(2) 新設等の届出等の状況

レイアウト事業所174（平成28年4月1日現在）における平成27年度中の新設又は変更の届出件数は6件であり、平成27年度中の確認件数は8件であった（第1-3-3図）。

第1-3-3図 レイアウト規制対象事業所の新設等の届出及び確認の状況



5. その他の災害対策

(1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*¹⁸が発生した場合には消防機関へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置の計画及び費用負担等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

*18 異常現象…特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象。

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成28年4月1日現在では、全国に733消防本部、1,714消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万3,043人であり、うち女性職員は4,597人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成28年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置している消防本部は291本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,109市町村（367市、602町、140村）は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は139市町村（34市、85町、20村）であり、常備化市町村全体の8.2%に相当する（第2-1-2図）。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成28年4月1日現在、全国の消防団数は2,211団、消防団員数は85万6,278人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.3倍）
- ・即時対応力（日ごろからの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行うこととなっており、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安全・安心確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

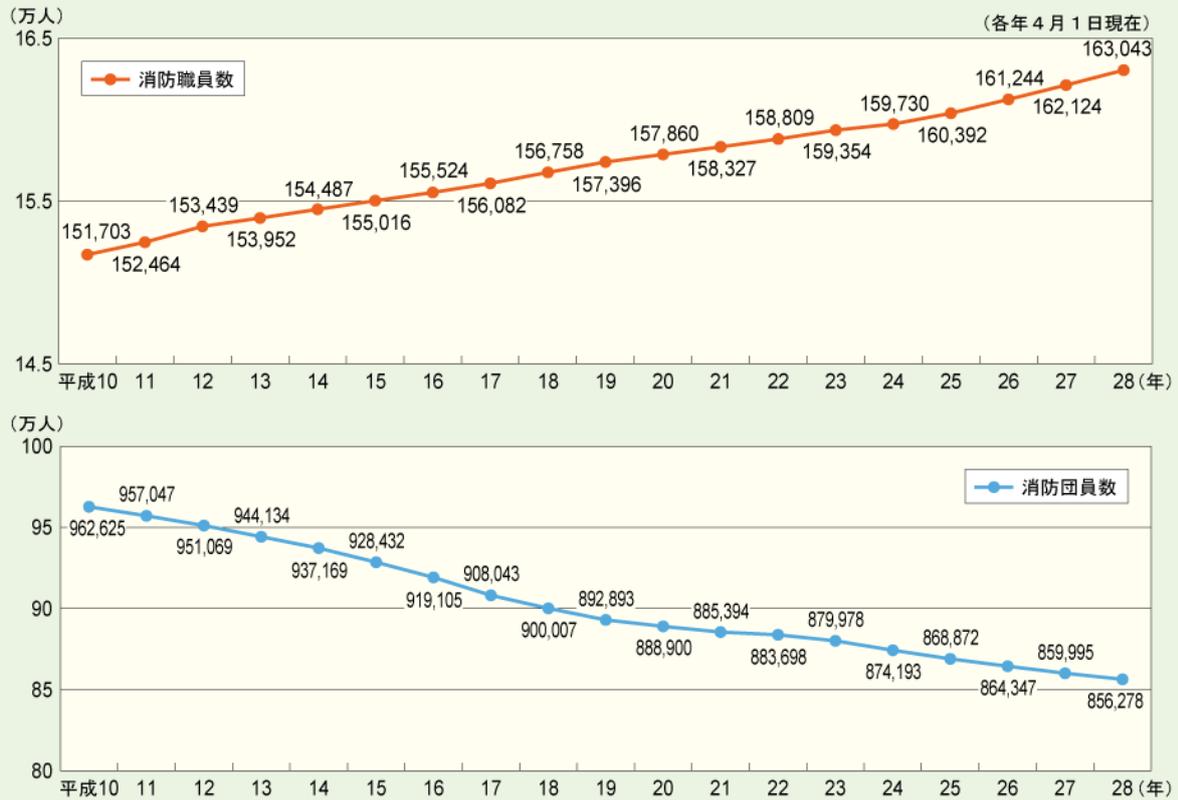
第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

（各年4月1日現在）

区分	平成27年	平成28年	比較		
			増減数	増減率（%）	
消防本部	消防本部	750	733	△17	△2.3
	単独市	399	390	△9	△2.3
	内訳 町・村	56	52	△4	△7.1
	一部事務組合等	295	291	△4	△1.4
	消防署	1,709	1,714	5	0.3
	出張所	3,145	3,130	△7	△0.2
	消防職員数	162,124	163,043	919	0.6
うち女性消防職員数	4,425	4,597	172	3.9	
消防団	消防団	2,208	2,211	3	0.1
	分団	22,549	22,484	△65	△0.3
	消防団員数	859,995	856,278	△3,717	△0.4
	うち女性消防団員数	22,747	23,899	1,152	5.1

（備考） 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第 2-1-1 図 消防職団員数の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。
 3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での
広島市消防団の活動

第 2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(平成28年4月1日現在)

消防本部数	設置方式	市 町 村			常備/非常備	
		市	町	村		
733	← 1,690市町村	1,690	791	738	161	常備市町村
単独 442	← 442市町村	442	390	51	1	単独 一部事務組合 等構成 事務委託
一部事務 組合等 291	← 139市町村	1,109	367	602	140	
	← 139市町村	139	34	85	20	非常備町村
		29	—	7	22	
		1,719	791	745	183	合 計

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 23区は1市として単独消防本部に計上。
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第 2-1-2 表）。

第 2-1-2 表 消防車両等の保有数

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：台、艇、機）

区 分	消防本部	消防団	計	
消 防 ポ ン プ 自 動 車	7,723	14,213	21,936	
は し ご 自 動 車	1,182	0	1,182	
化 学 消 防 車	979	6	985	
救 急 自 動 車	6,210	0	6,210	
指 揮 車	1,777	852	2,629	
救 助 工 作 車	1,243	0	1,243	
そ の 他 の 消 防 自 動 車	8,519	1,776	10,295	
小 型 動 力 ポ ン プ	3,624	50,665	54,289	
内 訳	自動車に積載	426	35,396	35,822
	台車に積載	1,298	2,527	3,825
	上記以外	1,900	12,742	14,642
消 防 艇	41	15	56	
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	33	0	33	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。

この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

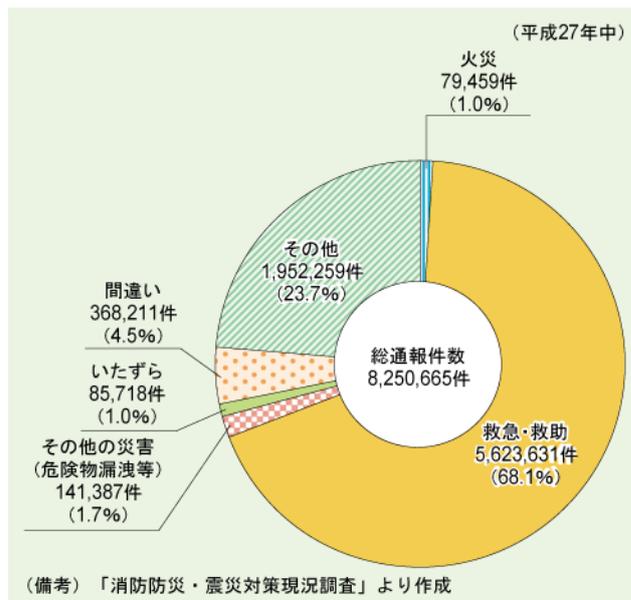
ア 119 番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている（平成 28 年版消防白書 P.226「第 2-10-2 図消防防災通信ネットワークの概要」参照）。

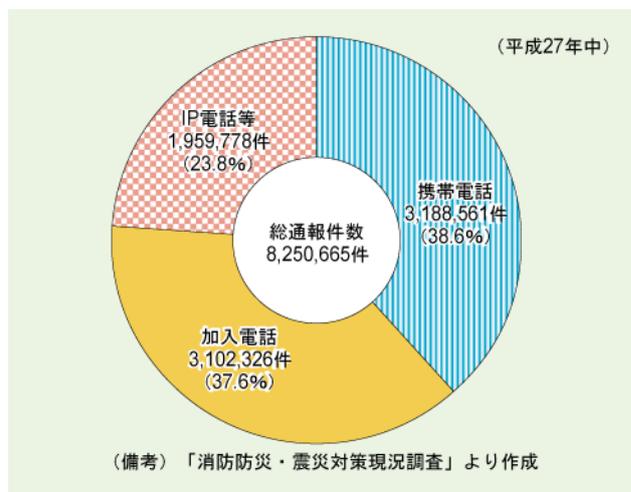
平成 27 年中の 119 番通報件数は、825 万 665 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の 68.1%を占めている（第 2-1-3 図）。

第 2-1-3 図 119 番通報件数（通報内容別）



近年の携帯電話・IP 電話* 19等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による 119 番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ 38.6%、23.8%となっている（第 2-1-4 図）。

第 2-1-4 図 119 番通報件数（回線区分別）



119 番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では 119 番通報によってモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。特に、携帯電話からの 119 番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題があったが、平成 19 年 4 月から、携帯電話等からの 119 番通報時に発信場所の位置情報が各消防機関に通知されるシステム（以下「位置情報通知システム」という。）の運用が始まった。

* 19 IP（Internet Protocol）電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点において IP 技術を利用して提供する音声電話サービス

さらに、全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知システム* 20と従来の固定電話からの新発信地表示システムとの統合について検討を進めてきたが、平成21年3月に取りまとめた「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合あり方に関する検討会」の報告を受け、平成21年10月から統合型位置情報通知システムの運用を開始した。

これにより、平成28年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、705本部（うち統合型位置情報通知システム589本部）となっている。

イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の

取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した（第2-1-3表）。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能なが多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせて配置することが求められる。

第2-1-3表 消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年4月1日現在）

区 分	平成27年	平成28年	比較	
			増減数	増減率(%)
全 国 の 整 備 数	2,438,582 (100.0)	2,448,765 (100.0)	10,183	0.4
消 火 栓	1,885,707 (77.3)	1,916,386 (78.3)	30,679	1.6
防 火 水 槽	532,043 (21.8)	532,379 (21.7)	336	0.1
20m ³ ~40m ³ 未満	105,878	104,743	△ 1,135	△ 1.1
40m ³ ~60m ³ 未満	382,009	382,410	401	0.1
60m ³ 以上	44,156	45,226	1,070	2.4
井 戸	20,832 (0.9)	20,662 (0.8)	△ 170	△ 0.8

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 () は、構成比を示し、単位は%である。

*20 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアル（平成28年版消防白書 P.159 参照）を定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができる」とされている。

平成28年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(3) 消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成27年3月に

「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配慮した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

(4) 教育訓練の実施状況

消防職員については、平成 27 年度中に延べ 3 万 3,419 人が消防学校における教育訓練を受講した（第 2-4-1 表）。消防団員については、平成 27 年度中に延べ 4 万 7,906 人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第 2-4-2 表）。

消防団員にあつては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現

地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成 27 年度中においては、地方公共団体職員、地域の自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、企業の自衛消防隊等延べ 1 万 9,360 人に対し教育訓練が行われた。

(5) 教職員の状況

平成 28 年 4 月 1 日現在、消防学校の教員 543 人のうち消防本部からの派遣の教員は 276 人である。

これは消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を、直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである（第 2-4-3 表）。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校での研修や都道府県の他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

第 2-4-1 表

消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)	
	26年度	27年度
初任教育	6,500	6,411
専科教育	10,875	10,343
警防科	910	979
特殊災害科	711	683
予防査察科	1,038	921
危険物科	401	446
火災調査科	1,102	1,005
救急科	4,821	4,617
救助科	1,892	1,692
幹部教育	3,661	3,150
初級幹部科	2,267	1,903
中級幹部科	907	898
上級幹部科	487	349
特別教育	12,563	13,515
合計	33,599	33,419

（備考） 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第 2-4-2 表

消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)			(人)		
	26年度	27年度		26年度	27年度	
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	4,263	7,962	12,225	3,859	7,682	11,541
専科教育	2,516	4,134	6,650	2,264	0	2,264
警防科	1,050	2,996	4,046	1,033	0	1,033
機関科	1,466	1,138	2,604	1,231	0	1,231
幹部教育	6,542	112	6,654	8,172	438	8,610
初級幹部科	3,321	68	3,389	2,507	438	2,945
指揮幹部科修了者	161	8	169	193	0	193
分団指揮課程	1,667	0	1,667	2,631	0	2,631
現場指揮課程	1,582	44	1,626	3,034	0	3,034
特別教育	10,478	16,639	27,117	6,672	18,819	25,491
合計	23,799	28,847	52,646	20,967	26,939	47,906

（備考） 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

※ 「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両過程の修了者は、「指揮幹部科」を修了した者として計上している。

※ 平成 26 年 3 月の消防学校の教育訓練の基準の一部改正により、中級幹部科は指揮幹部科に改められた。

第 2-4-3 図

消防学校教職員数

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

学校長・副校長又は教頭			教員					事務職員			その他			計
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
			派遣	小計	派遣	小計								
92	13	105	508	264	35	12	543	96	11	107	196	1	197	952

（備考） 1 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

2 教員のうち、「派遣」とは消防本部から派遣され、消防学校の職務に従事する教員をいう。

3 「専任」とは、常時、消防学校の職務に従事する職員をいう。

4 「兼任」とは、消防学校以外の職務にも従事する職員をいう。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

(1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第2本館、訓練施設及び寄宿舎がある。

本館には、250人収容の大教室、3つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室等を設けている。

第2本館には、300人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場等が設けられている。

訓練施設には、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地上11階の高層訓練塔に加え、

コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舎には、172人収容の南寮と52人収容の北寮のほか、平成27年度に女性の寮生活に必要な浴室、トイレ、更衣室、談話室などの女性専用施設（さくら倶楽部）を整備した。

なお、教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

(2) 教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成27年度において、総合教育及び専科教育で1,048人、実務講習で577人の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成27年度までで延べ5万7,501人となった。

また、平成28年度の定員は1,910人としている（第2-4-4表）。

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行った結果、平成27年度においては、年間に20の学科と10の実務講習を実施した。



女性専用施設「さくら倶楽部」外観



NBC災害対応訓練



複数課程で実施する多数傷病者対応訓練



実火災体験型訓練（危険物火災）

第 2-4-4 表 教育訓練実施状況

区 分		平成27年度（実績）		平成28年度（計画）				
		実施回数 （回）	卒業生 （人）	実施回数 （回）	定員 （人）	期間	教 育 目 的	
学 科	総合教育	幹部科	4	279	4	306	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	43	1	54	3週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	48	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	51	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	42	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる（指導救命士養成教育を含む）。
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	42	1	36	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
	新任教官科	1	105	1	96	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	
	小 計	20	1,048	20	1,158			
実 務 講 習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	62	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	66	1	66	2週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	55	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	76	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	68	1	72	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	124	2	128	2日	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース	1	60	1	96	1週間	消防団の業務、教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
		女性消防吏員活躍推進講習会	—	—	1	48	1週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		小 計	10	577	11	752		
合 計	30	1,625	31	1,910				

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れるほか、情報システムを活用して、火災時指揮シミュレーション訓練、大規模地震の際の受援シミュレーション訓練などに加えて、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）などカリキュラムの内容の充実を図っている。

また、一部の課程では、インターネットを使っ

た事前学習（e-ラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

平成27年度は、消防団の教育訓練の推進強化に資するために、都道府県等消防学校及び消防本部において、消防団の教育訓練に携わる者を対象に実務講習を新設するとともに、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発していることを踏まえ、自主防災組織の育成業務に携わる担当職員を対象とした自主防災組織育成短期コースを実施した。

このほか、昨今の消防職員の大量退職・幹部昇任の動向が収束しつつある中で、今後の幹部教育のあり方、切迫した大規模災害等への対応のための教育訓練の見直し、緊急消防援助隊の編成等に関する改正を受けた部隊運用能力の向上等のため、これからの消防大学校の更なる高度な教育訓練の構築について「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」を開催した。

平成 28 年度は、女性の研修機会の拡大を図るため、女性専用コースとして、女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした 5 日間の実務講習を新設するとともに、各学科の定員の 5% を女性消防吏員枠として設定し、優先的に女性の入校を推進している。

さらに、国際的な大規模イベント（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催にあたり、オリンピック開催年度の平成 32 年度まで、NBC コースの教育日数を 10 日間から 15 日間に増やし、NBC 災害対応力の強化を図る。

(3) 消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県の消防学校における教育訓練も充実・強化が求められていることから、消防大学校では、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校長・教官に対する教育訓練

消防大学校の教育訓練では、新任消防長・学校長科において消防学校長に対する新任教育を、新任教官科において消防学校教官に対する新任教育を行っている。

新任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科以外の専科教育の各学科では、教育指導者養成も目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ 講師の派遣

消防学校における教育内容の充実のため、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成 27 年度は、延べ 117 回の講師の派遣を実施した。

ウ 消防教科書の編集

消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成 28 年 4 月現在 21 種類が発行されている。

エ 講師情報の提供等

消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

(4) 特別講習会

ラグビーワールドカップ 2019 の開催に向けて、3 か年で 12 か所の会場所在県において特別講習会を計画している。平成 28 年度は岩手県、静岡県、熊本県及び神奈川県 の 4 か所で開催し、安全管理、多数傷病者対応、NBC 対応等の講義を実施している。

5. その他の教育訓練

(1) 救急救命士の養成

救急救命士養成のための教育訓練については、救急隊員が救急救命士の国家試験受験資格を取得するための養成所として、一般財団法人救急振興財団が救急救命東京研修所（年間 600 人規模）及び救急救命九州研修所（同 200 人規模）を開設している。

また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成 27 年度には、合わせて全国で約 1,180 人の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受け、国家試験を受験した。

これらの救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」（平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号）に基づき、教育が行われている。

(2) 指導救命士の養成

救急救命士法の施行から 20 年以上が経過し、他の救急救命士を指導する人材の醸成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立場の救急救命士（指導救命士）に求められる役割は高まっている。

平成 25 年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成 26 年 5 月から救急救命九州研修所が、同年 9 月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。

さらに、消防庁では指導救命士の更なる養成の促進と全国的な運用に向けて、カリキュラムをより具体的な教育内容へと展開した全国統一の基準となる「指導救命士の養成に係るテキスト」を平成 27 年 11 月に作成した。

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

平成27年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、605万4,815件（対前年比6万9,894件増、1.2%増）となっており、初めて500万件を超えた平成16年以降もほぼ一貫して増加傾向を続けている。救急出動件数は1日平均とすると約1万6,589件（前年1万6,397件）で、約5.2秒（同5.3秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向を続け、547万8,370人（対前年比7万2,453人増、1.3%増）となっており、国民の23人に1人（前年24人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が349万1,374人（63.7%）、一般負傷が81万7,931人（14.9%）、交通事故が49万797人（9.0%）などとなっている（第2-5-1表、第2-5-2表、平成28年版消防白書附属資料40、41）。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は3,375件（前年3,456件）、搬送人員は2,882人（前年2,718人）となっている。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

平成27年中の救急自動車による搬送人員547万8,370人のうち、死亡、重症及び中等症の傷病者の割合は全体の50.4%、入院加療を必要としない軽症傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）の割合は49.6%となっている（第2-5-3表）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

平成27年中の救急自動車による搬送人員547万8,370人の内訳を年齢区別にみると、新生児が1万3,054人（0.2%）、乳幼児が25万3,818人（4.6%）、少年が19万7,552人（3.6%）、成人が190万9,578人（34.9%）、高齢者が310万4,368人（56.7%）となっており、高齢化の進展等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある（前年55.5%）。

また、急病では高齢者（210万6,867人、60.3%）、交通事故では成人（30万9,253人、63.0%）、一般負傷では高齢者（52万7,533人、64.5%）が高い割合で搬送されている（第2-5-4表、第2-5-1図）。

第2-5-1表 救急出動件数及び搬送人員の推移

（各年中）

区分	救急出動件数				搬送人員				(A)のうち急病による出動件数(B)	(A)に対する(B)の割合(%)
	全出動件数	うち救急自動車による件数(A)	うち消防防災ヘリコプターによる件数	対前年増減数/増減率(%)	全搬送人員	うち救急自動車による件数	うち消防防災ヘリコプターによる件数	対前年増減数/増減率(%)		
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,447 (3.3)	2,610,812	57.3
平成15年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	△39,950 (△0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	△63,035 (△1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	△193,033 (△3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	△224,138 (△4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	3,732,953	63.1
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	3,781,249	63.2
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	3,851,978	63.6

（備考） 1 「救急業務実施状況調」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

2 東日本大震災の影響により、平成23年中の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第 2-5-2 表 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	平成26年中		平成27年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	3,781,249 (3,419,932)	63.2 (63.3)	3,851,978 (3,491,374)	63.6 (63.7)	70,729 71,442	1.9 2.1
交通事故	518,372 (508,013)	8.7 (9.4)	501,321 (490,797)	8.3 (9.0)	△17,051 △17,216	△3.3 △3.4
一般負傷	884,923 (808,072)	14.8 (14.9)	894,742 (817,931)	14.8 (14.9)	9,819 9,859	1.1 1.2
自損行為	60,136 (40,742)	1.0 (0.8)	56,891 (38,425)	0.9 (0.7)	△3,245 △2,317	△5.4 △5.7
労働災害	51,694 (50,461)	0.9 (0.9)	50,788 (49,589)	0.8 (0.9)	△906 △872	△1.8 △1.7
加害	37,736 (29,768)	0.6 (0.6)	35,879 (28,116)	0.6 (0.5)	△1,857 △1,652	△4.9 △5.5
運動競技	38,501 (38,231)	0.6 (0.7)	40,588 (40,307)	0.7 (0.7)	2,087 2,076	5.4 5.4
火災	23,676 (5,869)	0.4 (0.1)	22,318 (5,600)	0.4 (0.1)	△1,358 △269	△5.7 △4.6
水難	5,085 (2,451)	0.1 (0.0)	5,329 (2,327)	0.1 (0.1)	244 △124	4.8 △5.1
自然災害	698 (503)	0.0 (0.0)	493 (336)	0.0 (0.0)	△205 △167	△29.4 △33.2
その他	582,851 (501,875)	9.7 (9.3)	594,488 (513,568)	9.8 (9.4)	11,637 11,693	2.0 2.3
合計	5,984,921 (5,405,917)	100.0 100.0	6,054,815 (5,478,370)	100 100	69,894 72,453	1.2 1.3

(備考) 「救急業務実施状況調」により作成

第 2-5-3 表 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(平成 27 年中)

事故種別	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
急病	60,387 (1.7)	272,596 (7.8)	1,451,216 (41.6)	1,701,544 (48.7)	5,631 (0.2)	3,491,374 (100.0)
交通事故	2,198 (0.5)	18,830 (3.8)	92,103 (18.8)	375,976 (76.6)	1,690 (0.3)	490,797 (100.0)
一般負傷	5,609 (0.6)	54,530 (6.7)	267,882 (32.8)	488,212 (59.7)	1,698 (0.2)	817,931 (100.0)
その他	8,061 (1.2)	119,501 (17.6)	408,828 (60.3)	140,242 (20.7)	1,636 (0.2)	678,268 (100.0)
計	76,255 (1.4)	465,457 (8.5)	2,220,029 (40.5)	2,705,974 (49.4)	10,655 (0.2)	5,478,370 (100.0)

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 3 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 4 中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 5 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 6 その他とは、医師の診断がないもの等をいう。
 7 () 内は構成比を示し、単位は%である。

(4) 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況

平成 27 年中の急病の救急自動車による搬送人員 349 万 1,374 人の内訳を WHO の国際疾病分類 (ICD10) の項目別にみると、脳疾患が 28 万 1,703 人 (8.1%)、心疾患等が 30 万 2,081 人 (8.6%)、消化器系が 34 万 1,483 人 (9.8%)、呼吸器系が 32 万 6,964 人 (9.4%) などとなっている (第 2-5-2 図)。

(5) 現場到着所要時間の状況

平成 27 年中の救急自動車による出動件数 605 万 4,815 件の内訳を現場到着所要時間 (119 番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間) 別にみると、5 分以上 10 分未満が 378 万 7,142 件で最も多く、全体の 62.5%となっている (第 2-5-3 図)。また、現場到着所要時間の平均は 8.6 分 (前年 8.6 分) となっており、10 年前 (平成 17 年) と比べ、2.1 分延伸している (第 2-5-5 図)。

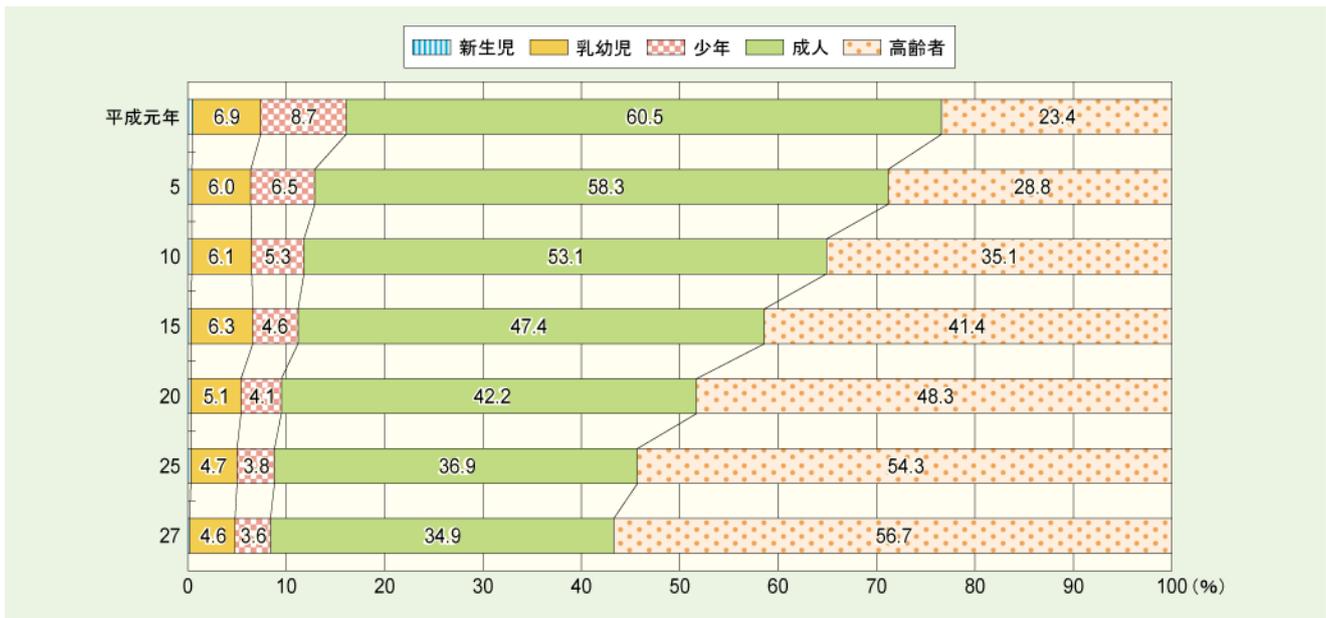
第 2-5-4 表 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

(平成 27 年中)

事故種別 年齢区分	急病	交通事故	一般負傷	その他(左記以外)	合計*	(参考) 平成27年度 国勢調査人口 (構成比)
新生児 (構成比: %)	1,829 (0.1)	59 (0.0)	302 (0.0)	10,864 (1.6)	13,054 (0.2)	7,086,411 (5.6)
乳幼児 (構成比: %)	154,456 (4.4)	15,852 (3.2)	66,317 (8.1)	17,193 (2.5)	253,818 (4.6)	
少年 (構成比: %)	81,881 (2.4)	47,627 (9.7)	32,772 (4.0)	35,272 (5.2)	197,552 (3.6)	
成人 (構成比: %)	1,146,341 (32.8)	309,253 (63.0)	191,007 (23.4)	262,977 (38.8)	1,909,578 (34.9)	
高齢者 (構成比: %)	2,106,867 (60.3)	118,006 (24.1)	527,533 (64.5)	351,962 (51.9)	3,104,368 (56.7)	
合計 (構成比: %)	3,491,374 (100.0)	490,797 (100.0)	817,931 (100.0)	678,268 (100.0)	5,478,370 (100.0)	

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後 28 日未満の者
 (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
 (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
 (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
 (5) 高齢者 満 65 歳以上の者
 3 平成 27 年国勢調査人口中の年齢不詳 1,453,758 人は含まれていない。

第 2-5-1 図 年齢区分別搬送人員構成比率の推移



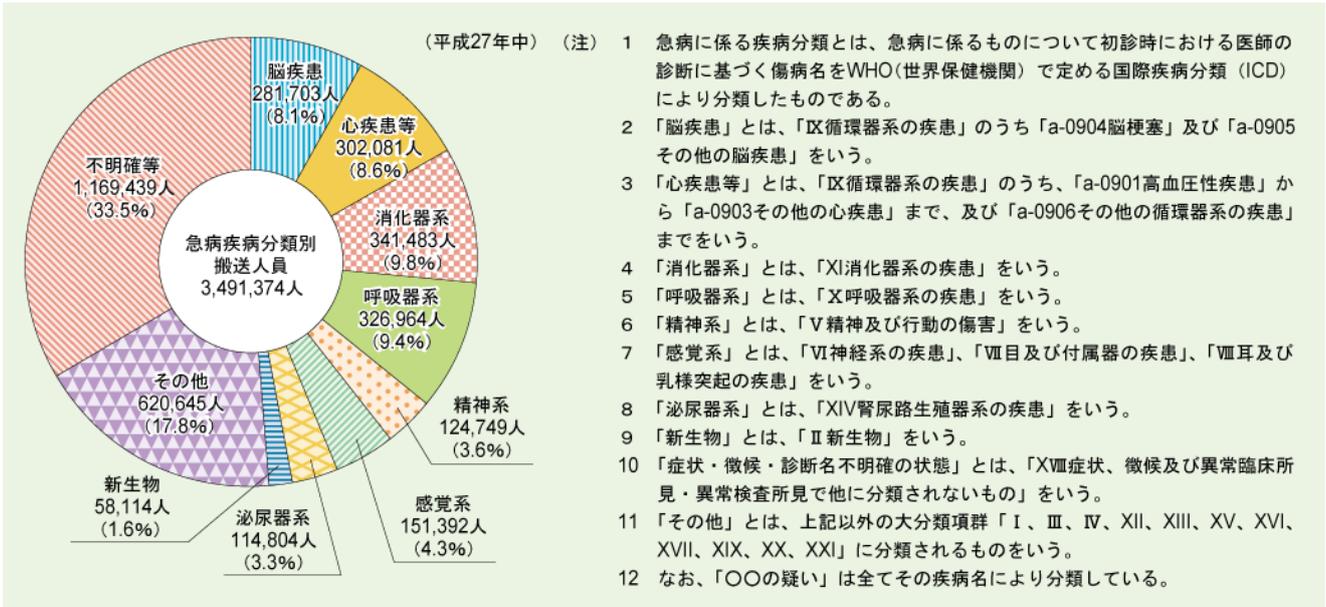
(6) 病院収容所要時間の状況

平成 27 年中の救急自動車による搬送人員 547 万 8,370 人の内訳を病院収容所要時間 (119 番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間) 別にみると、30 分以上 60 分未満が 334 万 9,560 人

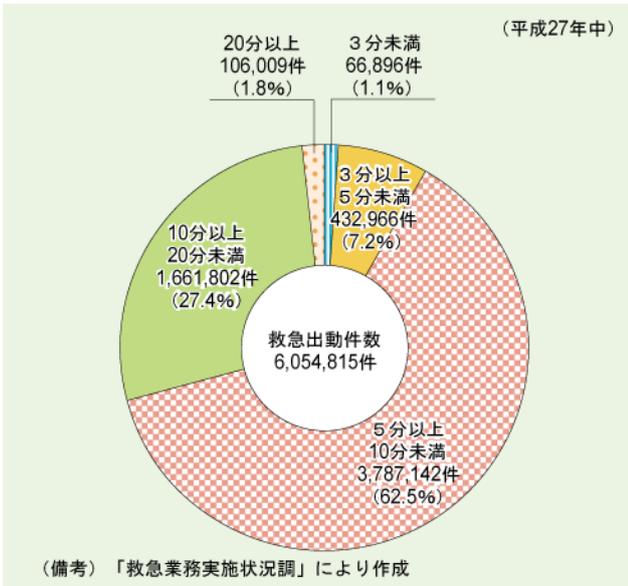
(61.2%) で最も多く、次いで 20 分以上 30 分未満が 139 万 8,607 人 (25.5%) となっている (第 2-5-4 図)。

また、病院収容所要時間の平均は 39.4 分 (前年 39.4 分) となっており、10 年前 (平成 17 年) と比べ、8.3 分延伸している (第 2-5-5 図)。

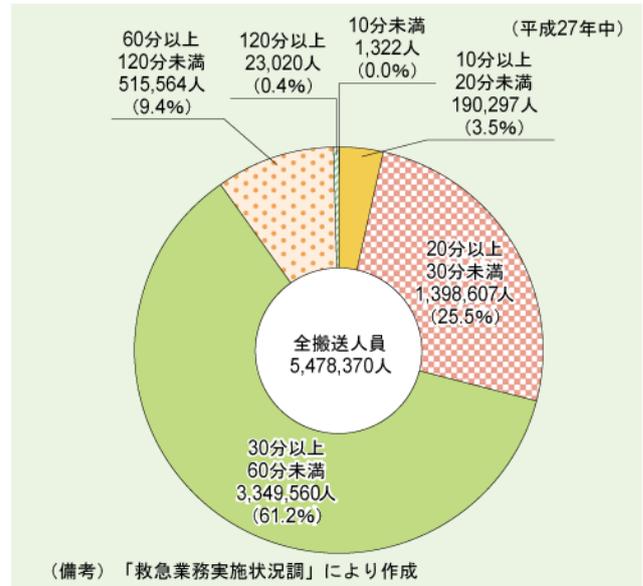
第 2-5-2 図 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況



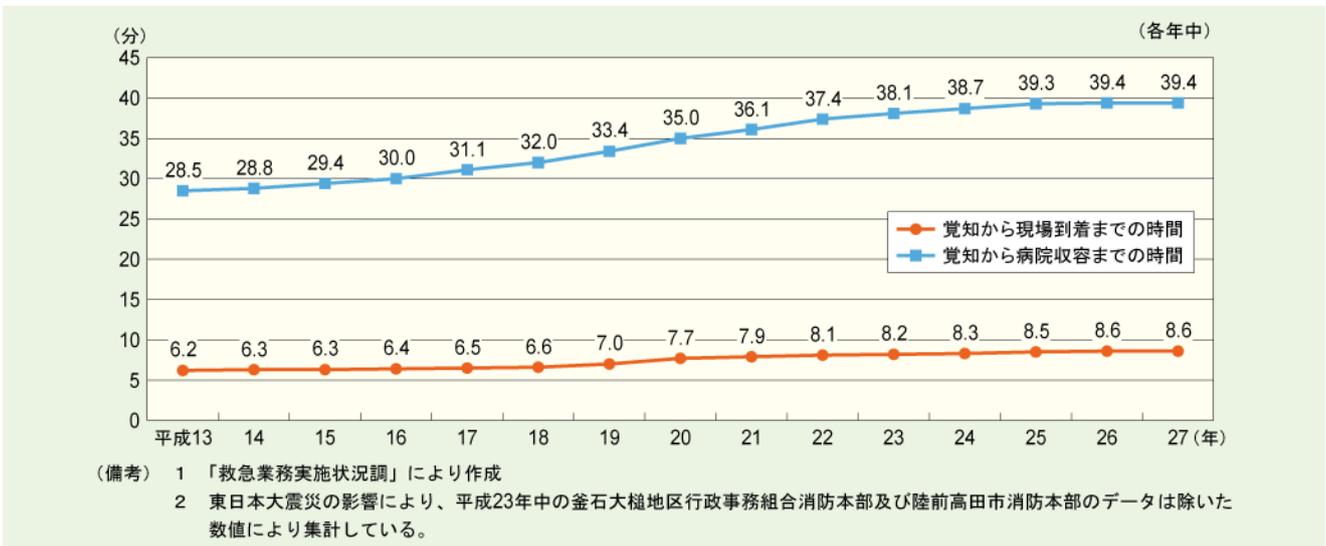
第 2-5-3 図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



第 2-5-4 図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



第 2-5-5 図 救急自動車による現場等到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



第 2-5-5 表 救急隊員が行った応急処置等の状況

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		3,433,763	476,098	795,637	661,241	5,366,739
応 急 処 置 等 の 項 目	止 血	20,188 (0.1)	23,631 (1.3)	74,318 (2.6)	17,289 (0.7)	135,426 (0.7)
	被 覆	23,526 (0.2)	88,174 (4.8)	182,242 (6.4)	38,482 (1.6)	332,424 (1.6)
	固 定	39,315 (0.3)	233,531 (12.8)	159,952 (5.6)	49,729 (2.0)	482,527 (2.4)
	保 温	1,023,900 (7.8)	91,639 (5.0)	203,660 (7.1)	177,568 (7.3)	1,496,767 (7.4)
	酸素吸入	795,026 (6.1)	42,090 (2.3)	57,902 (2.0)	196,170 (8.0)	1,091,188 (5.4)
	人工呼吸	29,600 (0.2)	905 (0.1)	3,254 (0.1)	4,847 (0.2)	38,606 (0.2)
	胸骨圧迫	8,089 (0.1)	307 (0.0)	1,017 (0.0)	997 (0.0)	10,410 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	2,061	50	279	228	2,618
	心肺蘇生	96,440 (0.7)	3,174 (0.2)	11,281 (0.4)	11,880 (0.5)	122,775 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	8,397	241	1,066	1,033	10,737
	※在宅療法継続	27,524 (0.2)	181 (0.0)	2,219 (0.1)	2,786 (0.1)	32,710 (0.2)
	※ショックパンツ	142 (0.0)	16 (0.0)	41 (0.0)	34 (0.0)	233 (0.0)
	※血圧測定	3,133,146 (23.9)	453,296 (24.8)	725,282 (25.3)	598,648 (24.5)	4,910,372 (24.2)
	※心音・呼吸音聴取	986,811 (7.5)	133,175 (7.3)	141,548 (4.9)	131,275 (5.4)	1,392,809 (6.9)
	※血中酸素飽和度測定	3,235,227 (24.7)	460,989 (25.3)	757,716 (26.5)	628,645 (25.7)	5,082,577 (25.1)
	※心電図測定	1,924,611 (14.7)	108,179 (5.9)	209,516 (7.3)	288,296 (11.8)	2,530,602 (12.5)
	気道確保	161,753 (1.2)	5,269 (0.3)	17,443 (0.6)	20,831 (0.9)	205,296 (1.0)
	※うち経鼻エアウェイ	8,949	151	847	1,235	11,182
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,798	126	3,381	427	9,732
	※うちラリングアルマスク等	34,311	848	3,215	2,938	41,312
	※うち気管挿管	6,759	131	2,219	799	9,908
	※除細動	11,455 (0.1)	198 (0.0)	573 (0.0)	732 (0.0)	12,958 (0.1)
	※静脈路確保	39,874 (0.3)	1,242 (0.1)	4,435 (0.2)	3,715 (0.2)	49,266 (0.2)
	※うちCPA前	7,241	442	410	402	8,495
	※うちCPA後	28,474	664	3,430	2,869	35,437
	※薬剤投与	17,858 (0.1)	458 (0.0)	2,255 (0.1)	1,641 (0.1)	22,212 (0.1)
	※血糖測定	20,603 (0.2)	205 (0.0)	588 (0.0)	436 (0.0)	21,832 (0.1)
	※ブドウ糖投与	3,503 (0.0)	22 (0.0)	32 (0.0)	35 (0.0)	3,592 (0.0)
	※エピベン投与	212 (0.0)	14 (0.0)	45 (0.0)	30 (0.0)	301 (0.0)
その他の処置	1,516,503 (11.6)	177,889 (9.8)	309,476 (10.8)	267,383 (11.0)	2,271,251 (11.2)	
合 計		13,115,306 (100.0)	1,824,584 (100.0)	2,864,795 (100.0)	2,441,449 (100.0)	20,246,134 (100.0)
拡大された応急処置等		9,467,241	1,159,522	1,855,257	1,662,933	14,144,953

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
 3 ()内は構成比を示し、単位は%である。
 4 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。
 5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

(7) 救急隊員の行った応急処置等の状況

平成27年中の救急自動車による搬送人員547万8,370人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は536万6,739人(98.0%)となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,024万6,134件である。

また、平成3年(1991年)以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等(第2-5-5表における※の項目)の総件数は、1,414万4,953件(対前年比3.2%増)となっているが、このうち救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置(除細動*21(救急救命士以外の救急隊員が行うものを含む。)、ラリングアルマスク*22等による気道確保、気管挿管、除細動、静脈路確保*23、薬剤投与*24、エピペン投与*25、血糖測定*26、ブドウ糖投与*27)の件数は16万1,381件(前年13万5,668件)に上り、前年比で約19%増となっている。

2. 救急業務の実施体制

(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、平成28年4月1日現在、1,690市町村(791市、738町、161村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下同じ)。

98.3%(前年98.3%)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(同99.9%)がカバーされている(人口は、平成27年の国勢調査人口による。

以下同じ。)こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている(第2-5-6表、平成28年版消防白書附属資料42)。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が443市町村、委託が139市町村、一部事務組合及び広域連合が1,108市町村となっている(第2-5-6図)。

(2) 救急隊数及び救急隊員数

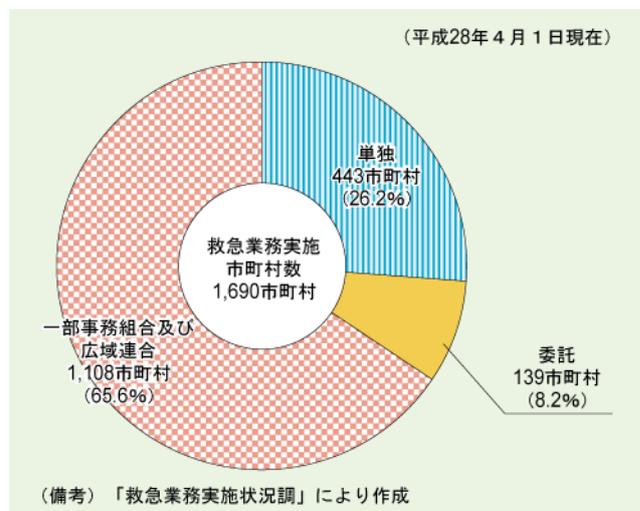
救急隊は、平成28年4月1日現在、5,090隊(対前年21隊増)設置されている(第2-5-7図)。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習(旧救急I課程)を修了した者等とされている。

平成28年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で12万1,577人(対前年3,621人増)となっており、このうち6万1,053人が、救急隊員(専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。)として救急業務に従事している(第2-5-8図)。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科(旧救急標準課程及び旧救急II課程を含む。)を修了した消防職員は、平成28年4月1日現在、全国で8万1,991人(対前年2,718人増)となっており、このうち3万4,101人が救急隊員として救急業務に従事している。

第2-5-6図 救急業務実施形態の内訳



第2-5-6表 救急業務実施市町村数の推移

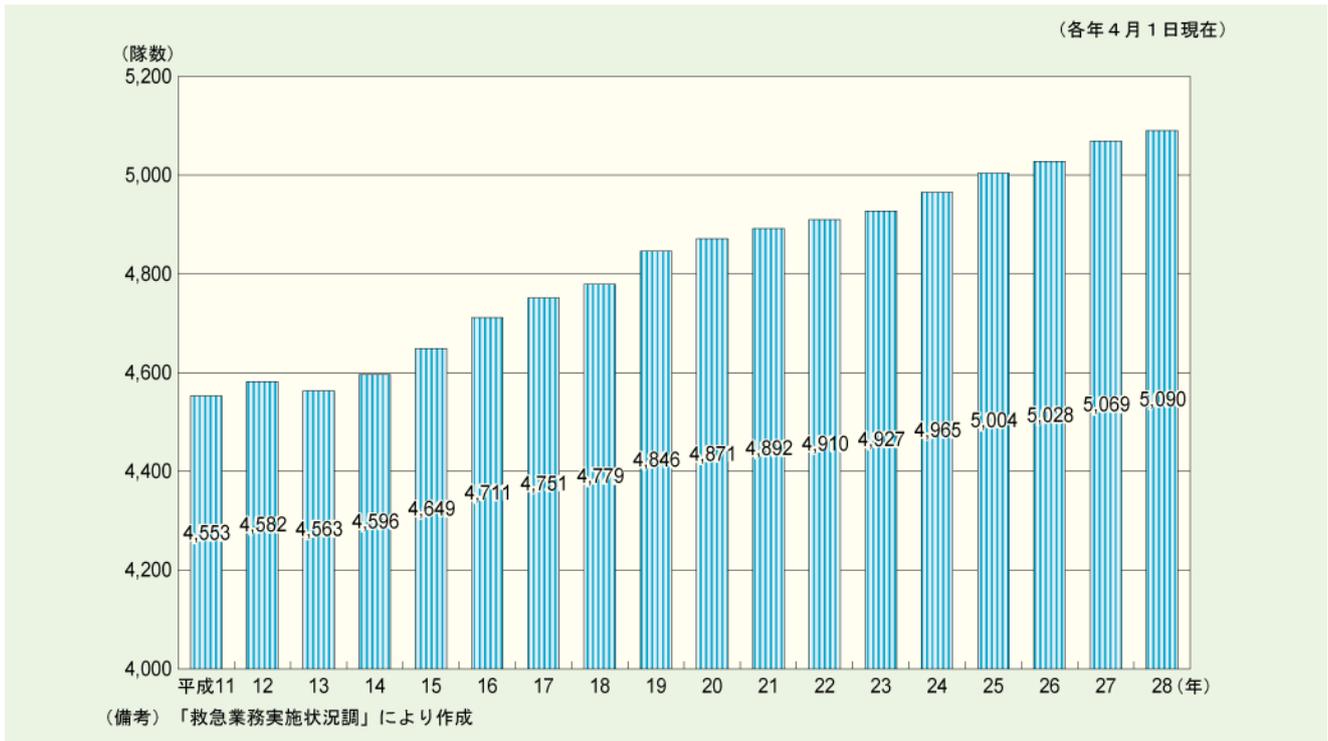
(毎年4月1日現在)

区分	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
市町村数		3,162	3,136	3,048	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690
市町村実施率(%)		98.2	98.3	98.3	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3
人口カバー率(%)		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

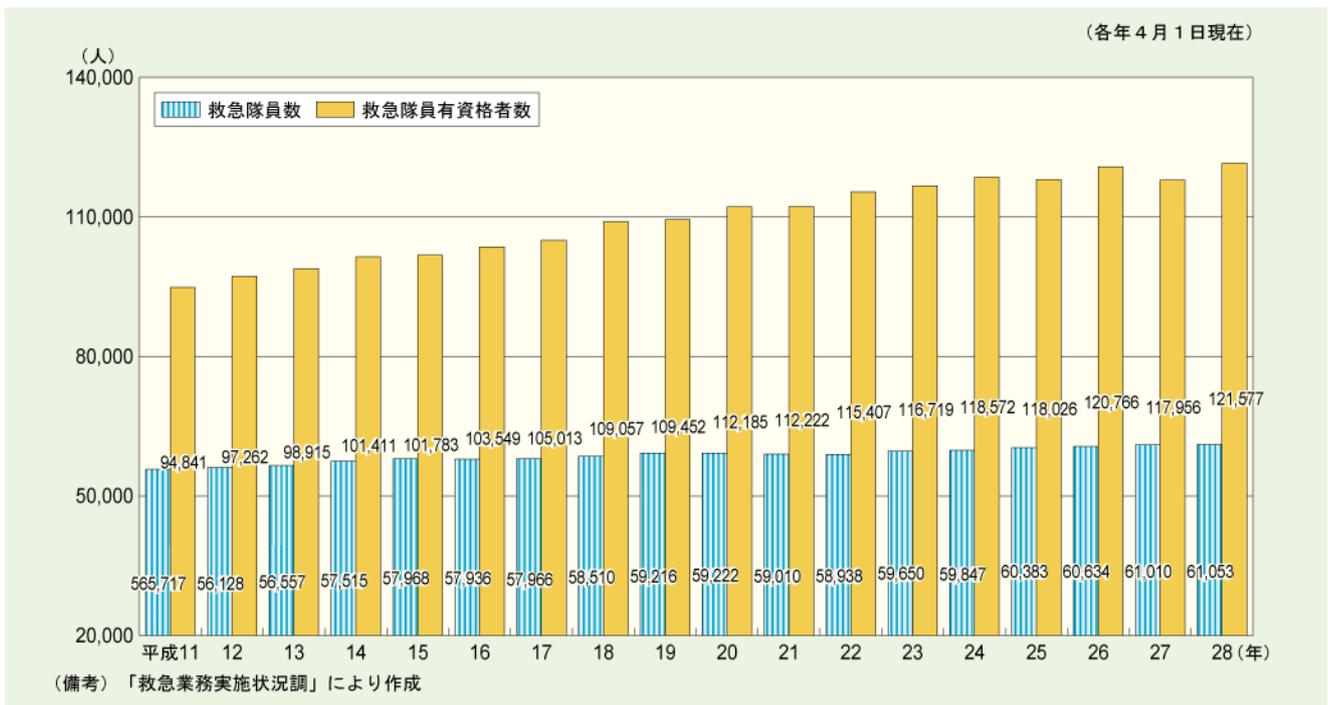
(備考) 「救急業務実施状況調」により作成

- *21 除細動：心臓が痙攣したように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈(心室細動)に電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のことをいう。
- *22 ラリングアルマスク：気道確保に用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように接着し、換気路を確保する。
- *23 静脈路確保：静脈内に針やチューブを留置して輸液路を確保する処置。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
- *24 薬剤投与：医師の具体的な指示の下での、アドレナリン(エピネフリンともいう。以下単に「アドレナリン」という。)の投与をいう。
- *25 エピペン投与：アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤(エピペン)を処方されている者であった場合には、救急救命士が、アドレナリン製剤(エピペン)の投与を行うこと。
- *26 血糖測定：意識障害のある傷病者に対して血糖値を測定すること。
- *27 ブドウ糖投与：医師の具体的な指示の下での、ブドウ糖投与をいう。

第 2-5-7 図 救急隊数の推移



第 2-5-8 図 救急隊員数の推移



(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも 1 人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

平成 28 年 4 月 1 日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国 733 消防本部のうち 732 本部で、その運用率は 99.9% (前年 99.9%) である。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊 5,090 隊のうち 98.4% (同 97.8%) に当たる 5,008 隊 (対前年 49 隊増) となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は 3 万 4,223 人 (同 1,410 人増) となっているが、このうち 2 万 4,973 人 (同 750 人増) が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している (第 2-5-9 図、第 2-5-10 図)。

(4) 救急自動車数

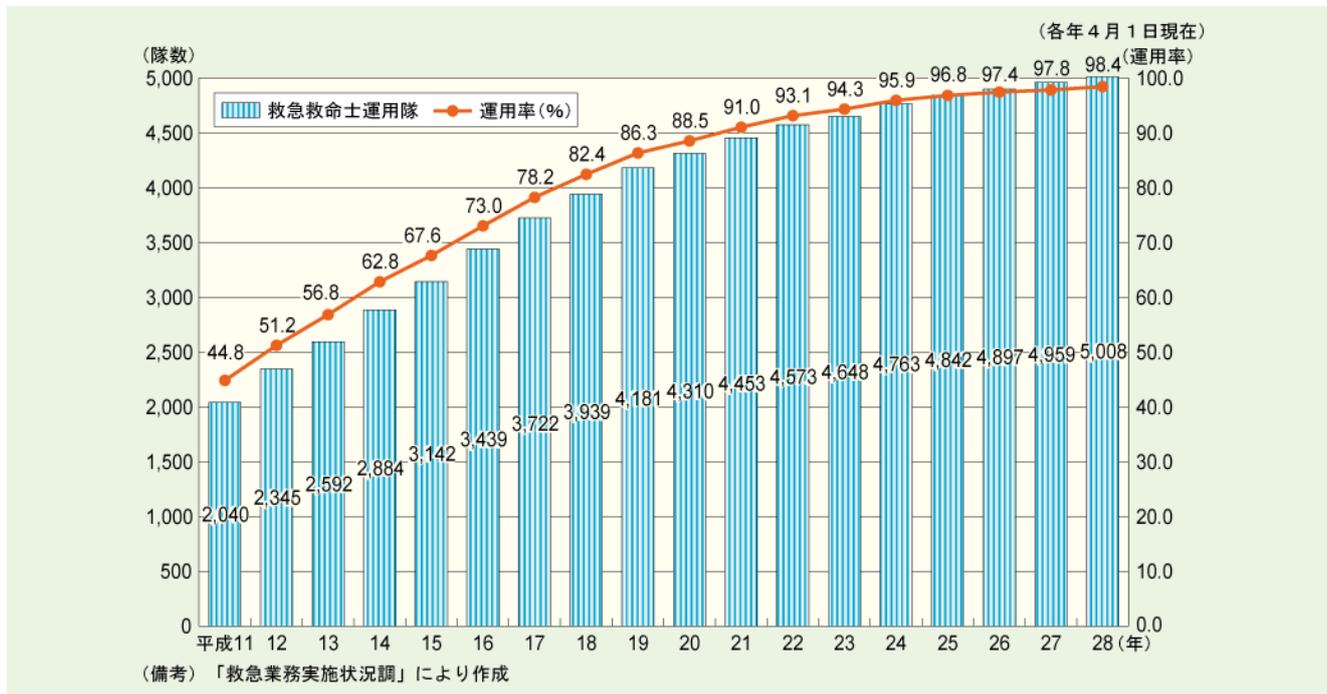
全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、平成28年4月1日現在、6,210台（対前年26台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の95%に当たる5,877台（対前年108台増）となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

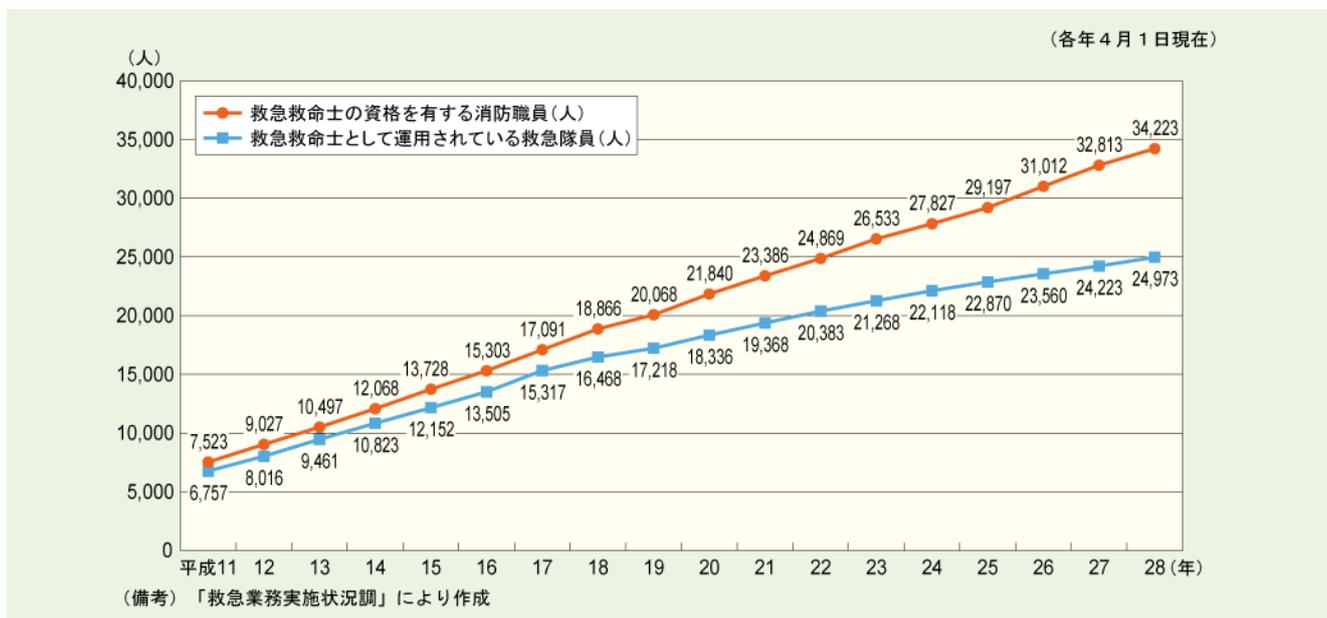
高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路

株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。高速自動車国道等における救急業務は、平成28年4月1日現在、供用延長8,369kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

第 2-5-9 図 救急救命士運用隊の推移



第 2-5-10 図 救急救命士の推移



3. 消防と医療の連携促進

(1) 救急搬送における医療機関の受入状況^{* 28}

全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成19年10月に、平成16年中から平成18年中における産科・周産期傷病者搬送の受入実態についての調査を初めて実施した。また、平成19年中の救急搬送における受入状況等実態調査においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センター等への搬送傷病者も対象として調査を実施した。

「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」では、平成26年中の同調査と比較し、照会回数4回以上の事案の件数については、全ての類型において減少した。割合については、小児傷病者搬送事案のみ横ばいであり、それ以外は減少した(第2-5-7表)。現場滞在時間30分以上の事案の件数については、小児傷病者搬送事案及び救命救急センター搬送事案が増加する一方、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案が減少した。割合については、重症以上傷病者搬送事案は減少、救命救急センター搬送事案は横

ばいであり、産科・周産期傷病者搬送事案及び小児傷病者搬送事案は、増加した(第2-5-8表)。

(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成21年、厚生労働省と共同で、都道府県に対する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)の策定及び実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成21年10月30日に施行され、現在、全ての都道府県において協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

第2-5-7表 医療機関への受入照会回数4回以上の事案の推移

(各年中)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	割合								
重症以上傷病者搬送事案	17,281	3.9%	16,736	3.8%	15,132	3.4%	14,114	3.2%	11,754	2.7%
産科・周産期傷病者搬送事案	549	3.7%	530	3.6%	678	4.3%	617	3.8%	549	3.7%
小児傷病者搬送事案	11,039	3.1%	10,759	3.0%	9,528	2.7%	8,708	2.4%	8,570	2.4%
救命救急センター搬送事案	24,014	4.0%	25,324	3.9%	27,528	3.9%	26,740	3.6%	25,411	3.3%

- (備考) 1 「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」より作成
 2 重複有り
 3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合

第2-5-8表 現場滞在時間30分以上の事案の推移

(各年中)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	割合								
重症以上傷病者搬送事案	21,794	4.9%	23,033	5.2%	23,950	5.4%	23,500	5.3%	22,379	5.2%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,022	6.8%	1,019	6.9%	1,333	8.4%	1,267	7.8%	1,194	7.9%
小児傷病者搬送事案	9,600	2.7%	10,431	2.9%	11,986	3.5%	11,423	3.2%	12,039	3.4%
救命救急センター搬送事案	31,451	5.2%	35,445	5.4%	41,777	5.9%	45,208	6.1%	47,030	6.1%

- (備考) 1 「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」より作成
 2 重複有り
 3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合

* 28 東日本大震災の影響により、平成23年1月から4月までの釜石大槌地区行政事務組合消防本部のデータの一部及び平成23年1月から3月までの陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。また、東日本大震災に伴う緊急消防援助隊による救急活動は、本調査対象から除外している。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関をはじめ、医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、専門科医、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り（実施基準の改定等）を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、引き続き、都道府県の協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬送が実施されたことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

(3) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成 28 年 4 月 1 日現在、全国

で 4,292 箇所となっている（附属資料 43）。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが 559 箇所（平成 28 年 3 月 31 日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が 2,733 箇所（平成 28 年 3 月 31 日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが 284 箇所（平成 28 年 8 月 1 日現在）整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、36 箇所（平成 28 年 8 月 1 日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

平成27年中には平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川堤防が決壊するなど、広範囲で洪水被害が発生する中、二次被害のおそれが懸念される困難な状況下において、救命ボート等により住宅に取り残された住民等に対する懸命な救助活動が実施される等、各地で多くの救助活動が行われた。

平成27年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数5万5,966件（対前年比729件減、1.3%減）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）5万9,190人（同1,381人増、2.4%増）である（第2-6-1表、平成28年版消防白書附属資料44）。

このうち、救助活動件数減少の主な要因は、「交通事故」における救助活動件数（対前年比423件減、2.8%減）が減少したことである。

また、救助人員増加の主な要因は、平成27年9月関東・東北豪雨に起因する「風水害等自然事故」（対前年比1,971人増、214.5%増）において増加したことである。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」において高い数値のまま推移している。

なお、「建物等による事故」については、救助活動件数において、平成20年以降最多の事故種別となっており、救助人員においても、昭和53年（1978年）以降最多の事故種別であった「交通事故」を抜き、平成25年以降最多の事故種別となっている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、延べ132万8,039人である。

このうち、消防職員の出動人員は延べ124万5,998人であり、「交通事故」による出動が27.7%、「建物等による事故」による出動が27.3%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ8万2,041人であり、「火災」による出動が73.5%となっている。

次に、救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ54万6,334人であり、救助活動1件当たり9.8人が従事したこととなる。また、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は「風水害等自然災害事故」の20.6人が最も多く、次いで「火災」の15.3人となっている（第2-6-1図、第2-6-2図、第2-6-2表）。

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）」（以下「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村に設置される。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*²⁹の4つに区分される。

第2-6-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	区分	救助活動件数		救助人員	
		件数	対前年増減比(%)	人員	対前年増減比(%)
平成23年中		57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年中		56,103	△2.7	59,338	△6.7
平成25年中		56,915	1.4	57,659	△2.8
平成26年中		56,695	△0.4	57,809	0.3
平成27年中		55,966	△1.3	59,190	2.4

(注) 1 「救助業務実施状況調」により作成
2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。
3 平成23年中は、東日本大震災の影響により1月1日から3月10日の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除き集計している。

*29 救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では、1以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。

平成 28 年 4 月現在、715 消防本部に 1,418 隊設置されており、救助隊員は 2 万 4,449 人となっている。

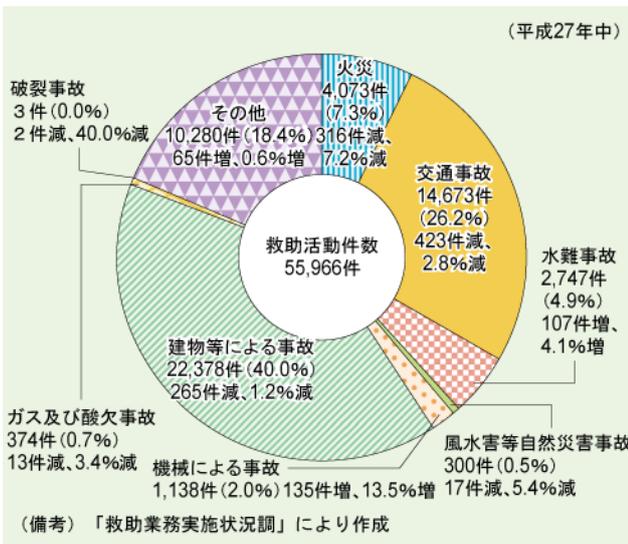
1 消防本部当たり約 2.0 隊の救助隊が設置され、1 隊に 17.2 人の救助隊員が配置されていることとなる。消防本部数及び救助隊数は広域化により減少しているが、1 消防本部当たりの救助隊数及び 1 隊当たりの救助隊員数は増加傾向にある。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

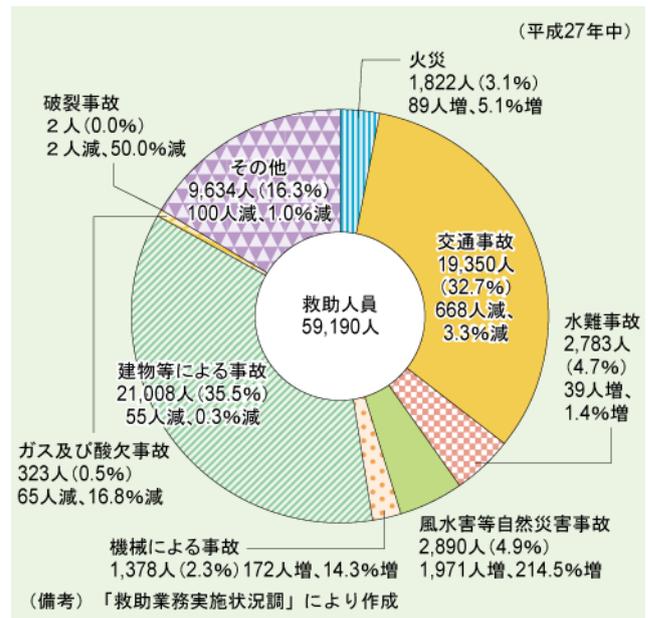
救助活動のための救助器具等には、油圧スプ

レッダーなどの重量物排除用器具、油圧切断機などの切断用器具及び可燃性ガス測定器などの検知・測定用器具などがあり、発生が懸念されている大規模地震災害やテロ災害に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、消防庁として、救助工作車及び救助器具等について、緊急消防援助隊設備整備補助金及び地方交付税措置を講じることなどにより、その整備の促進を図っている（第 2-6-3 表）。

第 2-6-1 図 事故種別救助活動件数の状況



第 2-6-2 図 事故種別救助人員の状況



第 2-6-2 表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成 27 年中)

区分		火 災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害事故	機械に よる事故	建物等 による事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		4,073 (7.3)	14,673 (26.2)	2,747 (4.9)	300 (0.5)	1,138 (2.0)	22,378 (40.0)	374 (0.7)	3 (0.0)	10,280 (18.4)	55,966 (100.0)
救助人員		1,822 (3.1)	19,350 (32.7)	2,783 (4.7)	2,890 (4.9)	1,378 (2.3)	21,008 (35.5)	323 (0.5)	2 (0.0)	9,634 (16.3)	59,190 (100.0)
消防職員	救助出動人員	137,088 (11.0)	345,429 (27.7)	78,457 (6.3)	7,050 (0.6)	25,743 (2.1)	339,802 (27.3)	11,123 (0.9)	71 (0.0)	301,235 (24.2)	1,245,998 (100.0)
	救助活動人員	54,495 (10.2)	148,056 (27.8)	38,868 (7.3)	5,269 (1.0)	11,476 (2.2)	179,663 (33.7)	3,888 (0.7)	25 (0.0)	91,691 (17.2)	533,431 (100.0)
消防団員	救助出動人員	60,295 (73.5)	1,421 (1.7)	3,096 (3.8)	1,146 (1.4)	161 (0.2)	2,098 (2.6)	169 (0.2)	0 (0.0)	13,655 (16.6)	82,041 (100.0)
	救助活動人員	7,702 (59.7)	136 (1.1)	1,834 (14.2)	924 (7.2)	4 (0.0)	23 (0.2)	2 (0.0)	0 (0.0)	2,278 (17.7)	12,903 (100.0)
1 件当たりの救助活動人員		15.3	10.1	14.8	20.6	10.1	8.0	10.4	8.3	9.1	9.8

- (注) 1 「救助業務実施状況調」により作成
 2 () 内は構成比 (%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。
 4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
 5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
 6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

第 2-6-3 表 救助活動のための機械器具等の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

主な救助器具	省令別表 第 1	三連 はしご	救命索 発射銃	油圧 スプレッター	油圧切断機	可搬 ウィンチ	エンジン カッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性 ガス測定器	空気 呼吸器
		7,244	1,902	2,143	2,026	4,356	6,116	6,622	1,353	5,562	50,313
	省令別表 第 2	マット型 空気ジャッキ	大型油圧 スプレッター	大型油圧 切断機	削岩機	空気鋸	ロープ 登降機	ハンマ ドリル	送排風機	酸素 呼吸器	
		2,672	2,156	2,186	1,684	1,942	2,952	1,562	2,131	3,461	
省令別表 第 3	画像探索機	地中音響 探知機	熱画像 直視装置	夜間用 暗視装置	地震 警報器	電磁波 探査装置	二酸化炭素 探査装置	水中 探査装置			
	611	316	1,126	342	190	100	58	81			
搭乗車両	救助 工作車	はしご車	屈折 はしご車	消防 ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化学車	その他	計			
	1,243	437	77	266	374	123	480	3,000			

3. 全国消防救助技術大会の実施

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和 47 年（1972 年）から全国消防救助技術大会が毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人ひとりが基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する器材や訓練要領などを定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

第 45 回大会は、平成 28 年 8 月 24 日に四国で初となる松山市で開催され、陸上の部は 697 人、水上の部は 228 人の隊員が参加した。第 46 回大会は仙台市で開催される。

第 8 節 広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制 — 省略 —

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成 7 年（1995 年）1 月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の

消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年 6 月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が 376 隊（交替要員を含めると約 4,000 人規模）、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が 891 隊（同約 1 万 3,000 人規模）、合計で 1,267 隊（同約 1 万 7,000 人規模）であった。平成 13 年 1 月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8 部隊、1,785 隊（同約 2 万 6,000 人規模）となった。

イ 平成 15 年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性や NBC テロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成 15 年に成立し、平成 16 年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされた。この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2分の1）については政令で規定されている（第2-8-2表）。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要

な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている（第2-8-1図）。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた（第2-8-2図）。

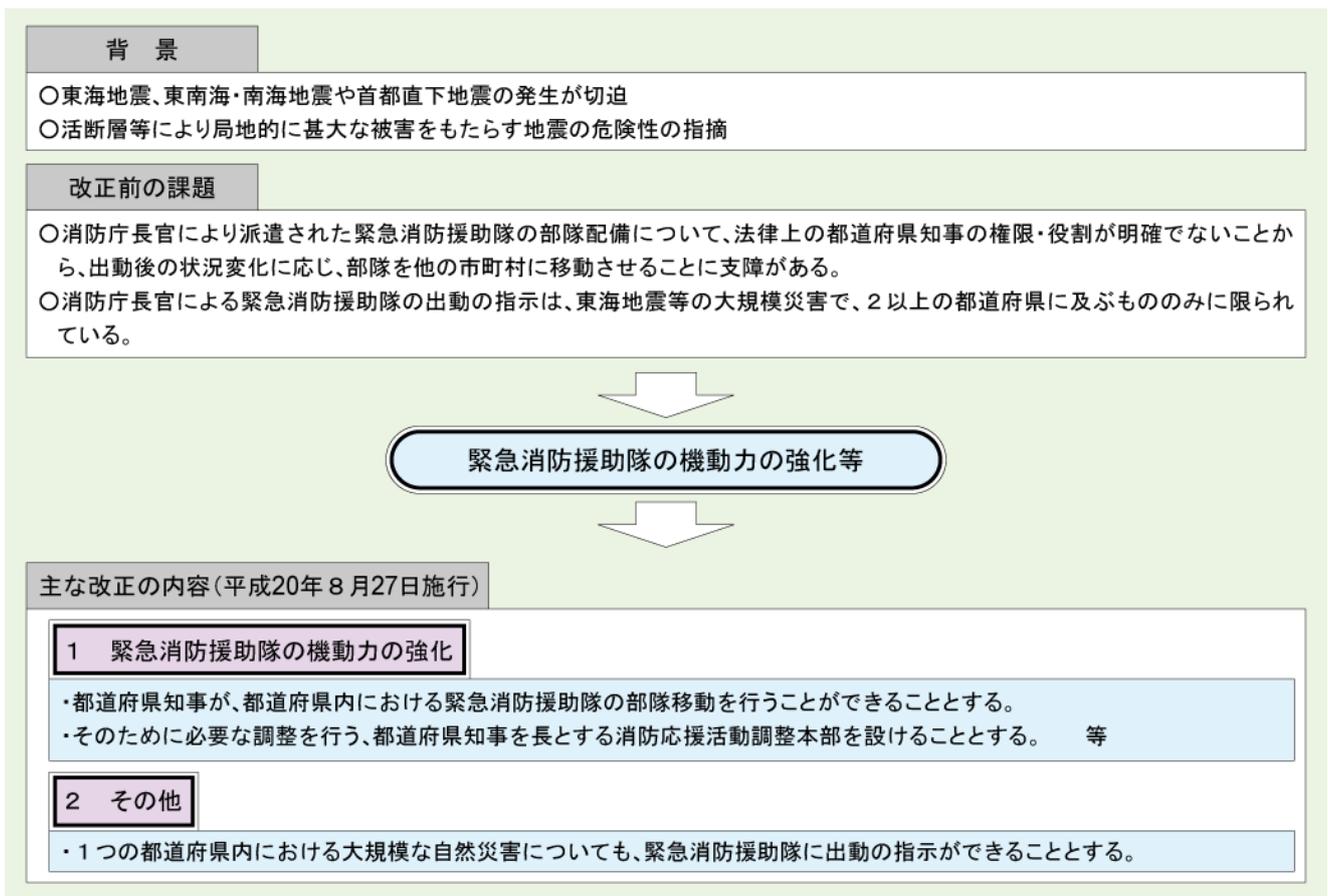
(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第2-8-3図）。

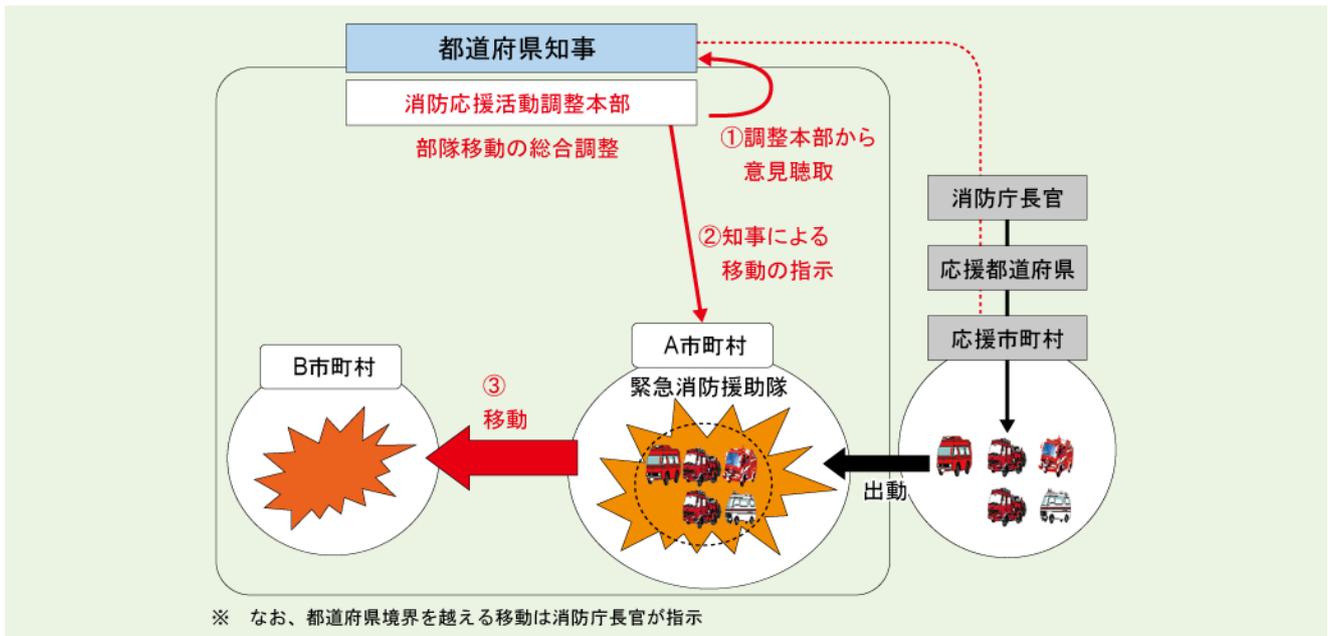
第 2-8-2 表 平成 15 年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則 1/3)	義務的補助金(補助率 1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

第 2-8-1 図 平成 20 年消防組織法改正の概要



第 2-8-2 図 都道府県知事の出動指示権



(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は 2 以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

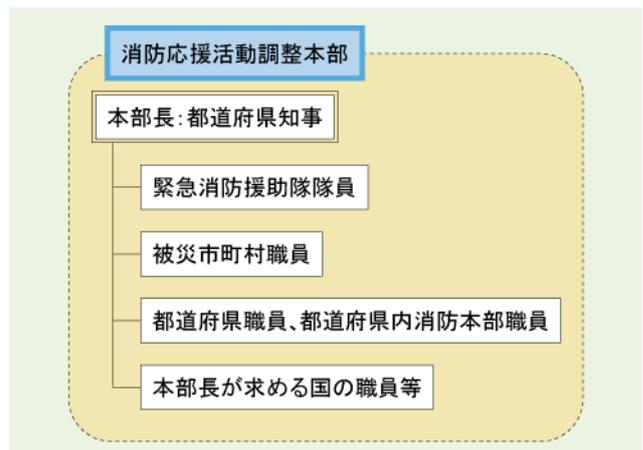
(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊は、都道府県大隊並びに特定の目的で編成され活動する指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）により編成され、被災地の市町村長の指揮の下で活動する。

第 2-8-3 図 消防応援活動調整本部の組織



都道府県大隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各隊のうち、被災地への応援に必要な隊をもって構成される。

指揮支援部隊は、東京消防庁及び 20 の政令指定都市の消防本部により編成され、被災市町村にヘリコプター等で緊急に赴き、災害に関する情報を収集するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

統合機動部隊は、迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び後続隊の活動のための情報収集を行う部隊であり、ドラゴンハイパー・コマンドユニットは、石油コンビナート・化学プラント等の特殊災害対応に特化した部隊である。なお、緊急消防援助隊を構成する各小隊の任務は第 2-8-4 図のとおりである。

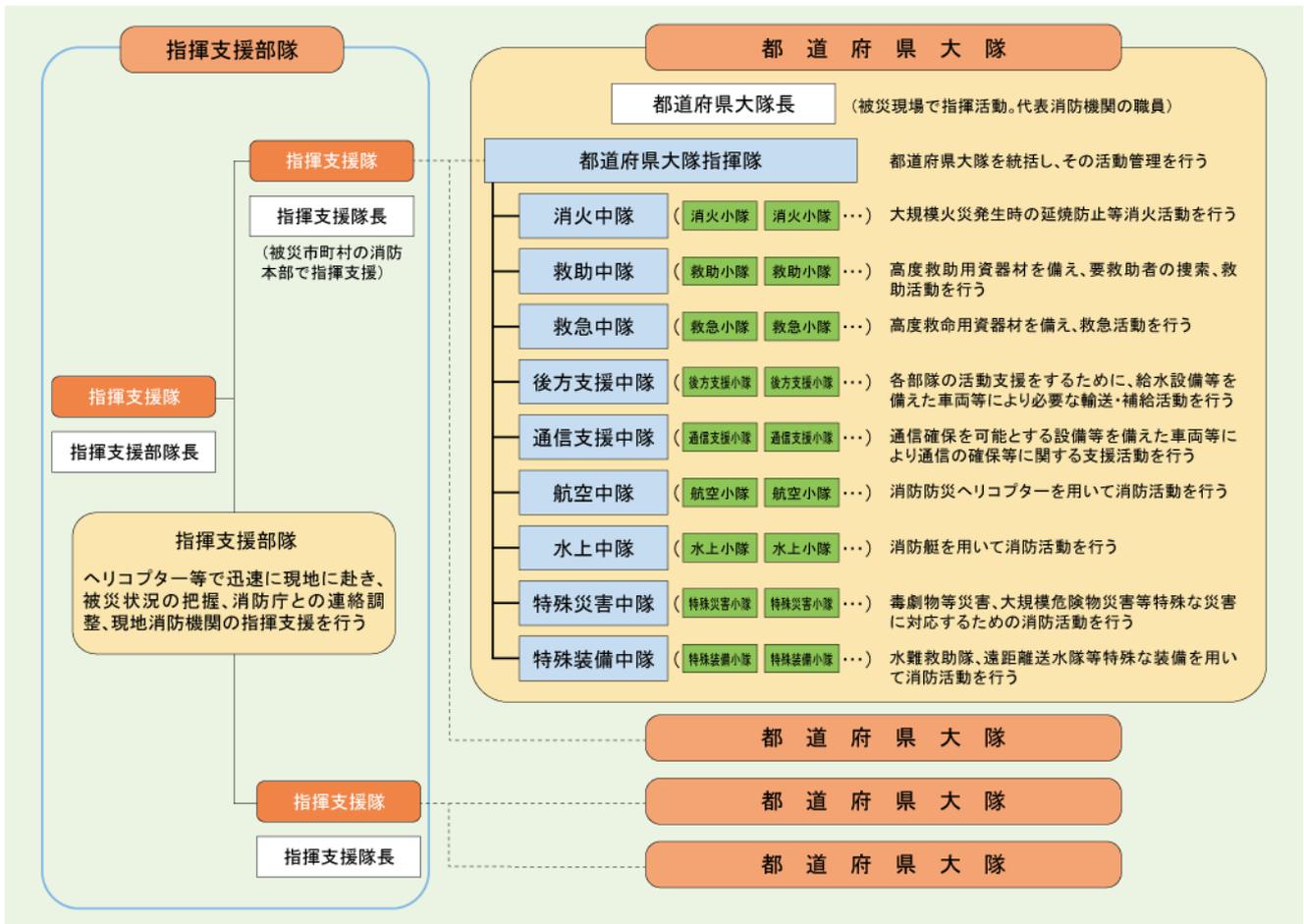
イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

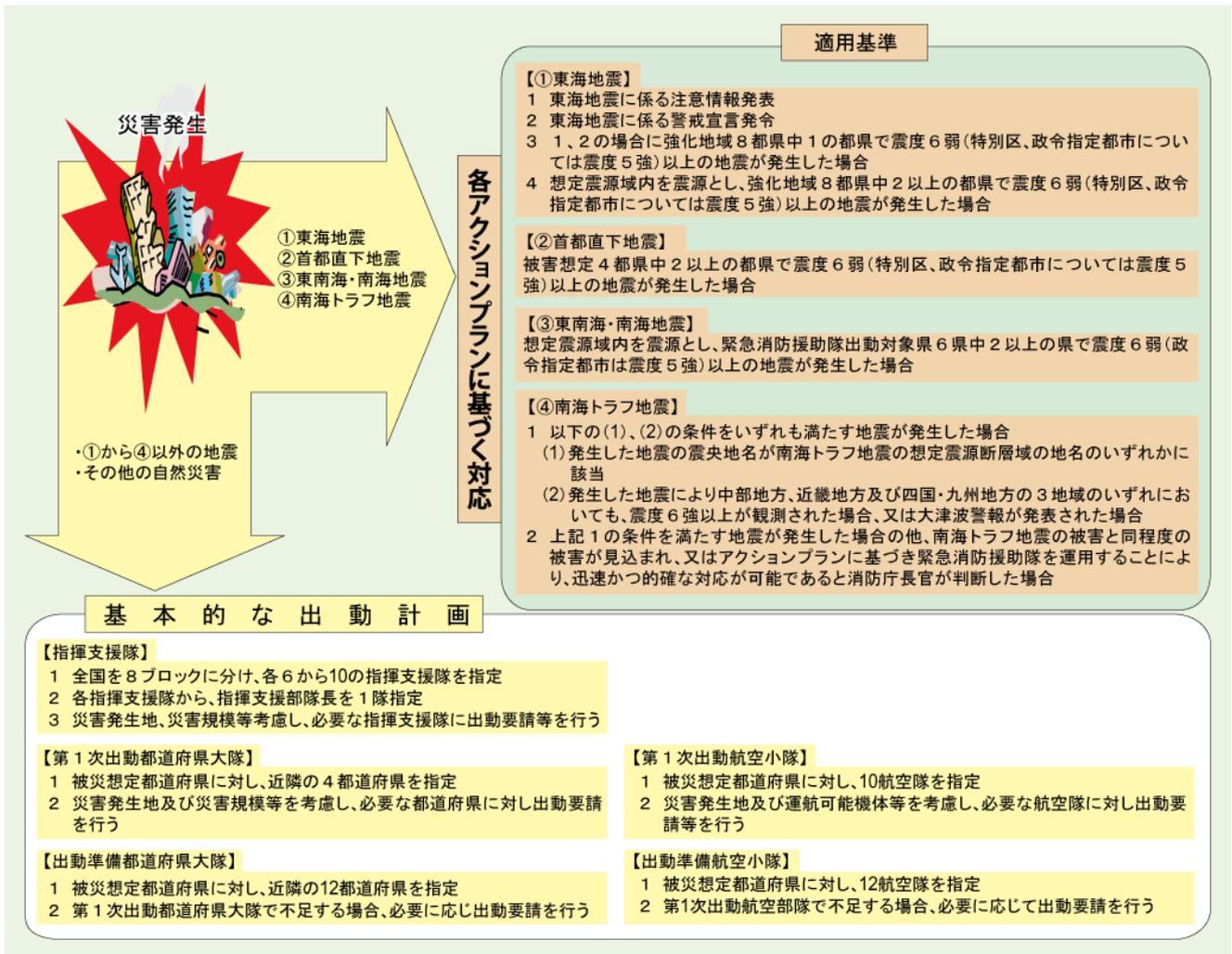
大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の可否を判断し、消防組織法第44条の規定に基

づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

第 2-8-4 図 緊急消防援助隊の部隊編成



第 2-8-5 図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要はある。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。なお、平成27年3月、同実施要綱は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定した。

(ウ) 東海地震等における出動計画

東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地

震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震及び首都直下地震を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊運用方針やアクションプランを策定している。

例えば、南海トラフ地震の場合、平成28年3月に策定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被災の状況等を踏まえ、あらかじめ作成した4パターンの応援編成計画に基づき、重点受援県に指定されている10県以外の37都道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている(第2-8-5図)。

また、首都直下地震における運用方針及びアクションプランについては、平成25年11月に首都直下地震対策特別措置法が公布されたこと等を受け、見直しを行っている。

(エ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、都道府県大隊等の編成、集結場所及び情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に迅速に被災地へ緊急消防援助隊が出動するため、都道府県が策定する応援計画等の内容と整合性を図りつつ応援計画を策定する必要がある。

ウ 応援要請等

平成 26 年に発生した災害の教訓等を踏まえ、平成 27 年 3 月、「緊急消防援助隊運用要綱」を見直し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」により、以下の内容を規定した。

(ア) 迅速な応援要請

大規模災害が発生した場合、都道府県知事が、迅速に応援等の要請ができるよう、詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断したときは、応援等の要請を行うこととした。

また、これまで都道府県知事からの応援等の要請は、様式に基づいて書面により行うこととしていたが、応援等が必要である旨を電話により行うこととした。さらに、都道府県知事が自衛隊の災害派遣要請を行う際には、同時に、緊急消防援助隊の応援等の必要性についても検討することとした。

(イ) 関係機関との連携

都道府県レベルにおける関係機関（自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等）との連携を強化するため、消防応援活動調整本部は、都道府県災害対策本部に加え、政府現地対策本部及び関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとした。

また、市町村レベルでは、関係機関との連携を強化するため、指揮支援本部は、市町村災害対策本部及び指揮本部（被災地の消防本部に設置）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとし、必要に応じて指揮支援本部長の判断により市町村災害対策本部又は指揮本部へ隊員を派遣することとした。

エ 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部、航空運用調整班の運営方法をはじめ、進出拠点、宿営場所及び燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。特に、大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、

ドクターヘリ等、各機関の多数の航空機が被災都道府県への応援のため、集結することが想定されることから、都道府県災害対策本部内に航空運用調整班を設け、安全かつ円滑な航空運用調整を図ることとしている。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条第 4 項の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成 7 年（1995 年）9 月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、登録数が増加し、平成 28 年 4 月 1 日現在では全国 726 消防本部（全国の消防本部の約 99%）等から 5,301 隊の登録となり、平成 27 年 4 月 1 日の登録数（4,984 隊）より 317 隊増加した（第 2-8-3 表）。

なお、平成 26 年 3 月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、平成 30 年度末までの登録目標隊数を、現行のおおむね 4,500 隊規模からおおむね 6,000 隊規模へと大幅に増隊することとした。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成 15 年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成 18 年からは緊急消防援助隊施設整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第 50 条の規定による無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車両、拠点機能形成車両等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を全国の消防本部等に配備している。

さらに、平成 23 年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税率 70%）において、平成 25 年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図る車両の装備等」及び「緊急消防援助隊の広域活動拠点施設」にも対象事業が拡大された。

平成 26 年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、救助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

第 2-8-3 表 平成 28 年度緊急消防援助隊登録状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在 単位：隊)

都道府県名	合計	重複を除く 合計	指揮 支援隊	統合機 動部隊 指揮隊	エネ ルギー・産 業基盤災 害即応部 隊指揮隊	都道府 県大隊 指揮隊	消火 小隊	救助 小隊	救急 小隊	後方 支援 小隊	通信 支援 小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空 小隊	水上 小隊
												毒劇物 災害	大規模 危険物 火災	密閉 空間 火災	遠距離 送水	二輪車	震災 対応	水難 救助隊	その他 特殊 車両		
北海道	292	280	2	1		6	111	23	74	38	1	10	6	1	2	1	4	9	3		
青森	105	103		1		3	39	6	23	18		1	9			1	1	2	1		
岩手	90	87		1		3	35	6	21	17	1	2					1	2	1		
宮城	122	119	3	1		3	45	9	20	21	1	3	3	1	2	1	1	5	3		
秋田	83	81		1		3	34	7	18	11		1	5					2	1		
山形	63	62		1		2	24	6	15	11		1						2	1		
福島	111	108		1		2	39	7	32	19	1	2	3					4	1		
茨城	158	153		2		3	52	14	36	25		5	3			2	1	13	1	1	
栃木	103	97		1		2	37	8	24	19		5						6	1		
群馬	90	87		1		3	34	6	22	13	1	4				1		4	1		
埼玉	227	222	2	1		3	83	25	46	36		10				3		15	3		
千葉	265	258	3	1	1	2	90	22	56	48	1	8	9	1		1		18	2	2	
東京	308	307	3	1		3	146	13	54	36	1	2	6	2	2	4	3	2	18	8	4
神奈川	265	262	6	1		3	86	21	47	36	2	10	7	3	4		5	7	21	4	2
新潟	136	135	3	1		3	48	15	31	21	2	1	4		2			4	1		
富山	84	81		1		3	27	8	18	14	1	2		1			2	6	1		
石川	75	71		1		2	24	5	14	14	1	3	3			1		6	1		
福井	63	62				3	24	5	12	10	1	2	3					2	1		
山梨	54	51		1		2	14	5	14	12	1	2						2	1		
長野	126	124				2	43	14	30	18	2	3			2			11	1		
岐阜	122	117		3		4	46	11	35	14		2						5	2		
静岡	146	145	4	1	1	2	46	13	30	22		2	5		2	2	3	1	9	3	
愛知	264	254	3	1		3	88	24	56	44	1	12	3	3			2	1	19	3	1
三重	95	93		1	1	2	34	6	26	12		1	5					6	1		
滋賀	62	58		1		2	20	5	13	11	1	3						4	1	1	
京都	102	98	3	1		3	33	7	20	15	1	3		1	1		2	2	8	2	
大阪	247	241	4	1		4	92	21	46	29	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2
兵庫	215	210	2	1	1	3	73	19	57	26	2	8	5		4		1		9	3	1
奈良	52	50				2	15	5	13	10		2						4	1		
和歌山	70	66		1		2	24	8	16	11	1	4						2	1		
鳥取	44	42		1		3	16	3	7	7	1	2						1	2	1	
島根	60	59				2	20	5	18	8		1					1	4	1		
岡山	101	98	2	1		3	29	12	23	14	1	3	3				1	7	2		
広島	151	149	2	1		2	52	11	36	21	1	3	3		2	2		1	10	2	2
山口	72	71				2	26	7	17	11		2						2	4	1	
徳島	50	48		1		3	13	6	14	6	1	1	3					1	1		
香川	49	47		1		3	18	4	11	7		2						2	1		
愛媛	81	78		1		2	24	9	19	12		2	3		2		1	4	1	1	
高知	50	49		1		2	15	4	13	8	1	2						2	2		
福岡	138	133	4	2		4	37	10	31	17	1	8	1	1			1	3	13	3	2
佐賀	43	41		1		2	13	4	10	8		1						4			
長崎	73	72				2	27	6	22	9		2	3					1	1		
熊本	96	93	2	1		2	27	12	24	13	1	4			2	1	1	5	1		
大分	56	55		1		2	20	6	11	11		1						1	2	1	
宮崎	49	47				2	16	4	12	10		2						2	1		
鹿児島	91	87		1		3	26	10	28	11	1	3	3				1	3	1		
沖縄	52	50				2	19	5	17	6		2					1				
合計	5,451	5,301	48	43	4	124	1,904	462	1,232	810	33	162	107	15	26	13	34	34	305	76	19

附属資料6 都道府県別火災損害状況

(平成27年中)

区分	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,909	1,147	40	375	8	1	338	1,448	334	128	398	588
青森県	600	299	58	63	2	0	178	515	186	39	132	158
岩手県	479	259	51	53	0	0	116	412	165	21	129	97
宮城県	779	410	27	82	2	0	258	594	167	24	147	256
秋田県	373	211	34	45	2	0	81	375	147	20	118	90
山形県	372	190	35	34	0	0	113	299	95	16	98	90
福島県	660	356	55	77	0	0	172	584	222	27	187	148
茨城県	1,159	570	43	144	1	0	401	992	344	46	273	329
栃木県	778	361	41	98	0	0	278	614	248	25	182	159
群馬県	880	423	17	91	0	0	349	727	234	37	197	259
埼玉県	1,988	1,081	11	213	0	0	683	1,665	312	86	503	764
千葉県	2,005	1,028	65	191	4	1	716	1,517	336	95	388	698
東京都	4,477	2,940	4	299	3	3	1,228	3,413	121	112	647	2,533
神奈川県	2,064	1,250	4	206	5	0	599	1,612	177	70	422	943
新潟県	578	373	13	77	2	0	113	627	179	43	195	210
富山県	188	138	3	23	1	0	23	161	34	15	40	72
石川県	240	132	17	32	1	0	58	206	48	17	69	72
福井県	185	106	3	31	1	0	44	162	35	8	57	62
山梨県	359	156	16	40	0	0	147	241	93	16	61	71
長野県	820	390	25	64	0	0	341	611	226	53	174	158
岐阜県	674	358	17	69	0	0	230	524	125	33	160	206
静岡県	1,080	575	16	136	3	0	350	819	196	50	220	353
愛知県	2,022	1,138	23	232	7	0	622	1,534	251	86	440	757
三重県	604	331	16	74	1	1	181	579	180	32	159	208
滋賀県	405	219	9	57	1	0	119	306	49	18	71	168
京都府	529	341	9	73	0	0	106	495	95	29	146	225
大阪府	2,233	1,549	11	210	2	0	461	1,927	136	103	492	1,196
兵庫県	1,610	873	45	163	6	0	523	1,143	186	66	299	592
奈良県	467	206	7	53	0	0	201	292	65	15	75	137
和歌山県	294	170	5	26	0	0	93	273	71	15	74	113
鳥取県	203	108	7	15	2	0	71	161	44	10	54	53
島根県	293	138	16	25	0	0	114	226	103	10	46	67
岡山県	599	354	30	62	3	0	150	578	182	52	176	168
広島県	859	496	40	83	3	0	237	743	200	51	200	292
山口県	422	227	21	50	2	0	122	392	130	17	114	131
徳島県	225	140	8	26	1	0	50	279	74	77	66	62
香川県	323	187	5	28	3	0	100	292	77	26	103	86
愛媛県	422	269	10	43	5	0	95	408	110	26	119	153
高知県	297	157	13	32	2	0	93	264	95	13	96	60
福岡県	1,395	872	34	134	4	0	351	1,176	214	59	368	535
佐賀県	259	127	14	32	0	0	86	193	60	15	63	55
長崎県	394	206	15	45	5	0	123	331	106	21	80	124
熊本県	547	312	35	70	2	1	127	474	142	22	115	195
大分県	379	200	30	37	2	0	110	272	79	20	61	112
宮崎県	481	239	38	48	1	0	155	399	119	22	128	130
鹿児島県	670	372	27	66	7	0	198	579	207	26	119	227
沖縄県	532	213	43	61	3	0	212	346	132	22	77	115
都道府県計	39,111	22,197	1,106	4,188	97	7	11,516	31,780	7,131	1,834	8,538	14,277
札幌市	546	355	0	105	0	0	86	414	34	27	121	232
仙台市	294	162	2	30	0	0	100	201	26	4	34	137
さいたま市	320	195	0	31	0	0	94	271	31	12	86	142
千葉市	279	160	3	35	0	0	81	212	26	9	41	136
特別区	3,252	2,251	0	187	2	2	810	2,613	65	78	505	1,965
横浜市	750	465	0	75	2	0	208	571	48	32	144	347
川崎市	370	229	0	29	2	0	110	269	20	6	87	156
相模原市	163	107	2	13	0	0	41	139	20	4	40	75
新潟市	125	85	0	22	2	0	16	160	34	9	51	66
静岡市	204	111	1	31	0	0	61	150	31	7	32	80
浜松市	201	114	5	28	0	0	54	180	52	7	55	66
名古屋市	558	366	3	55	2	0	132	416	25	16	132	243
京都市	232	170	2	35	0	0	25	245	23	17	72	133
大阪市	870	646	0	50	2	0	172	737	19	20	195	503
堺市	199	141	0	21	0	0	37	178	8	15	38	117
神戸市	451	259	8	53	1	0	130	312	21	16	82	193
岡山市	177	108	3	14	0	0	52	152	31	14	56	51
広島市	289	190	3	17	0	0	79	234	20	18	69	127
北九州市	257	177	2	24	1	0	53	235	46	9	67	113
福岡市	281	203	7	27	0	0	44	224	11	6	80	127
熊本市	180	113	5	27	0	0	35	168	29	6	39	94
21都市計	9,998	6,607	46	909	14	2	2,420	8,081	620	332	2,026	5,103

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成27年中）

区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	建物床面積 (m ²)	建物表面積 (m ²)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	59,261	6,238	2,403	68	310	837	168	94	575	1,734
青森県	31,646	2,135	2,626	35	99	256	87	21	148	635
岩手県	27,080	2,042	3,878	41	85	205	84	16	105	518
宮城県	19,941	1,176	179	28	105	302	62	15	225	827
秋田県	23,505	2,362	2,288	40	86	232	93	18	121	521
山形県	27,959	1,371	497	15	56	138	39	4	95	395
福島県	26,722	2,645	3,579	41	102	294	104	15	175	736
茨城県	35,061	4,997	902	48	178	496	161	22	313	1,213
栃木県	25,039	1,598	1,396	43	112	309	114	9	186	816
群馬県	27,313	4,081	279	35	131	348	100	24	224	811
埼玉県	44,286	8,212	174	75	305	1,130	221	75	834	2,698
千葉県	38,815	3,805	788	87	307	909	232	84	593	2,080
東京都	21,200	9,505	97	99	827	2,411	205	198	2,008	4,827
神奈川県	36,760	4,267	63	90	382	1,212	254	87	871	2,521
新潟県	34,776	2,982	223	31	108	338	99	21	218	936
富山県	14,426	446	58	14	48	95	25	14	56	264
石川県	7,483	850	226	9	38	146	27	11	108	358
福井県	9,345	802	13	9	22	82	24	5	53	201
山梨県	9,182	362	358	15	50	134	35	18	81	292
長野県	28,390	1,701	5,687	27	123	356	87	86	183	785
岐阜県	27,930	3,645	81	29	104	309	69	20	220	737
静岡県	25,206	3,026	180	40	153	461	116	21	324	1,197
愛知県	41,113	6,392	102	75	333	1,022	170	69	783	2,364
三重県	24,853	1,399	112	20	98	262	72	25	165	604
滋賀県	8,109	775	26	10	65	154	32	10	112	397
京都府	12,546	2,722	30	18	105	315	46	28	241	648
大阪府	33,251	6,676	120	78	443	1,697	236	113	1,348	3,469
兵庫県	34,862	2,213	581	62	232	777	160	65	552	1,773
奈良県	8,555	672	62	16	55	186	49	8	129	441
和歌山県	9,873	439	30	13	54	181	45	15	121	416
鳥取県	8,406	256	64	7	31	88	20	6	62	224
島根県	11,190	579	861	8	34	98	38	1	59	228
岡山県	22,178	1,834	2,296	31	99	325	122	23	180	701
広島県	27,890	3,147	812	43	130	481	123	25	333	1,096
山口県	15,733	714	15,276	20	68	218	86	9	123	427
徳島県	10,769	851	2,813	10	34	106	33	7	66	235
香川県	10,347	960	12	14	54	151	44	15	92	340
愛媛県	15,037	1,068	103	24	59	244	70	15	159	551
高知県	10,639	1,577	154	16	33	148	45	8	95	317
福岡県	34,527	3,767	333	54	246	896	215	45	636	1,936
佐賀県	10,833	697	242	5	37	88	22	7	59	244
長崎県	12,421	644	153	23	73	200	65	9	126	483
熊本県	16,583	1,147	1,066	17	80	275	75	14	186	724
大分県	9,451	853	441	20	49	135	32	8	95	275
宮崎県	15,876	2,676	311	19	42	193	59	11	123	449
鹿児島県	24,597	1,151	460	33	81	337	117	11	209	708
沖縄県	4,616	1,340	1,409	8	43	124	34	14	76	291
都道府県計	1,035,581	112,797	53,844	1,563	6,309	19,701	4,416	1,439	13,846	44,443
札幌市	5,435	1,981	0	15	102	296	28	23	245	578
仙台市	2,517	293	8	8	43	129	11	3	115	294
さいたま市	4,945	1,619	0	16	51	208	42	8	158	504
千葉市	3,314	436	2	8	44	152	40	6	106	307
特別区	14,535	7,615	0	70	622	1,818	152	153	1,513	3,599
横浜市	8,513	1,841	52	28	119	378	40	38	300	803
川崎市	14,476	735	0	22	79	286	113	10	163	491
相模原市	2,552	495	9	6	24	107	22	5	80	243
新潟市	5,546	807	0	11	25	99	20	4	75	255
静岡市	3,094	343	3	8	20	98	17	2	79	236
浜松市	5,685	1,261	19	5	29	108	20	5	83	281
名古屋市	4,707	2,196	1	22	128	351	26	25	300	681
京都市	4,777	1,087	5	6	60	186	16	19	151	343
大阪市	4,802	3,148	0	27	149	733	67	33	633	1,257
堺市	2,320	558	0	8	31	144	22	14	108	328
神戸市	3,329	607	14	25	71	274	46	30	198	513
岡山市	4,041	325	7	14	31	86	21	9	56	212
広島市	5,138	1,733	7	19	62	190	29	11	150	403
北九州市	5,686	615	37	13	55	201	58	10	133	384
福岡市	2,573	1,011	17	9	55	210	27	11	172	437
熊本市	2,918	210	72	6	30	118	22	5	91	277
21都市計	110,903	28,916	253	346	1,830	6,172	839	424	4,909	12,426

（注） 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料 6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 27 年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建 物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	3,160,829	2,791,671	1,843,082	948,589	2,340	133,318	11,445	37	208,309	13,709
青森県	1,432,469	1,343,469	739,167	604,302	19,671	31,660	18,837	0	13,967	4,865
岩手県	1,346,928	1,169,112	759,206	409,906	53,712	32,307	0	0	84,109	7,688
宮城県	1,079,466	1,017,540	765,154	252,386	2,651	42,075	989	0	15,636	575
秋田県	1,351,620	1,176,736	918,901	257,835	28,309	29,766	107,047	0	8,558	1,204
山形県	1,653,127	1,624,127	997,043	627,084	2,854	14,870	0	0	11,276	0
福島県	1,623,495	1,401,234	1,103,781	297,453	6,699	49,211	0	0	158,740	7,611
茨城県	2,953,253	2,775,395	1,772,982	1,002,413	1,120	50,381	100	0	126,156	101
栃木県	1,469,449	1,288,039	1,043,465	244,574	3,962	84,923	0	0	92,525	0
群馬県	1,534,207	1,452,497	1,133,803	318,694	959	61,293	0	0	18,788	670
埼玉県	5,206,089	4,952,030	3,180,023	1,772,007	667	169,285	0	0	67,056	17,051
千葉県	10,839,717	10,109,140	2,631,115	7,478,025	866	93,068	78,617	319,243	215,699	23,084
東京都	3,980,046	3,664,569	2,659,975	1,004,594	0	97,228	21,891	15,220	146,827	34,311
神奈川県	2,678,763	2,416,091	1,809,203	606,888	0	129,047	5,250	0	127,602	773
新潟県	2,036,696	1,885,561	1,392,755	492,806	65	135,872	309	0	11,849	3,040
富山県	1,389,780	1,352,796	750,517	602,279	287	5,590	165	0	30,942	0
石川県	342,892	331,455	274,283	57,172	2,388	6,611	41	0	2,397	0
福井県	500,611	485,363	358,276	127,087	56	7,963	4	0	7,225	0
山梨県	644,155	570,621	462,186	108,435	2,281	49,258	0	0	14,951	7,044
長野県	1,580,487	1,374,521	1,057,134	317,387	84,711	37,130	0	0	60,767	23,358
岐阜県	3,451,158	3,372,573	1,652,588	1,719,985	92	41,996	0	0	36,238	259
静岡県	3,562,978	2,627,671	1,436,783	1,190,888	1,960	83,240	13,953	0	831,348	4,806
愛知県	3,027,384	2,751,204	1,989,917	761,287	0	117,734	27,397	0	128,184	2,865
三重県	1,799,791	1,566,635	1,227,612	339,023	196	57,453	266	130,000	45,241	0
滋賀県	812,021	721,510	547,410	174,100	1	29,329	72	0	61,109	0
京都府	799,532	754,168	546,476	207,692	0	9,601	60	0	13,130	22,573
大阪府	3,241,184	3,083,229	2,126,238	956,991	38	109,265	25	0	47,590	1,037
兵庫県	2,842,762	2,672,228	1,834,030	838,198	676	55,668	48,487	0	63,121	2,582
奈良県	652,617	617,188	445,127	172,061	206	25,121	0	0	10,102	0
和歌山県	623,579	598,400	476,262	122,138	1,266	8,925	0	0	14,988	0
鳥取県	414,648	407,033	295,530	111,503	30	6,075	440	0	1,037	33
島根県	542,319	530,264	404,985	125,279	71	5,835	0	0	2,246	3,903
岡山県	1,332,188	1,287,676	780,358	507,318	771	28,722	1,623	0	10,596	2,800
広島県	2,013,678	1,952,583	1,192,830	759,753	604	25,406	22,486	0	12,577	22
山口県	952,962	838,693	605,768	232,925	761	55,267	2,515	0	55,726	0
徳島県	498,678	464,424	399,805	64,619	22,699	5,993	50	0	5,512	0
香川県	702,789	650,815	450,565	200,250	17	3,846	41,618	0	6,491	2
愛媛県	697,130	626,980	376,659	250,321	778	8,529	39,685	0	21,148	10
高知県	665,949	560,360	477,472	82,888	197	9,659	81,279	0	14,454	0
福岡県	2,732,761	2,590,483	1,686,092	904,391	949	68,137	18,782	0	53,396	1,014
佐賀県	437,192	411,842	290,818	121,024	691	15,907	0	0	8,752	0
長崎県	570,451	518,883	428,487	90,396	79	16,200	25,235	0	9,482	572
熊本県	766,788	549,093	398,287	150,806	3,978	22,665	155	31,692	159,205	0
大分県	417,449	387,279	291,410	95,869	1,470	16,969	2,411	0	8,053	1,267
宮崎県	728,508	671,289	481,944	189,345	2,967	39,677	160	0	11,429	2,986
鹿児島県	1,062,327	1,013,541	616,376	397,165	926	26,118	6,961	0	13,975	806
沖縄県	367,577	345,856	253,997	91,859	0	10,593	410	0	10,718	0
都道府県計	82,520,479	75,753,867	47,365,877	28,387,990	255,021	2,164,786	578,765	496,192	3,079,227	192,621
札幌市	336,562	321,990	250,068	71,922	0	9,034	0	0	2,972	2,566
仙台市	178,259	169,970	152,085	17,885	0	6,820	0	0	1,469	0
さいたま市	624,076	597,659	373,775	223,884	0	11,266	0	0	1,517	13,634
千葉市	349,203	290,931	193,024	97,907	0	34,908	0	0	1,244	22,120
特別区	3,155,149	2,920,374	2,137,048	783,326	0	71,252	21,891	220	115,401	26,011
横浜市	825,381	769,854	568,256	201,598	0	31,340	1,950	0	22,201	36
川崎市	341,727	301,137	216,857	84,280	0	36,070	3,000	0	1,520	0
相模原市	294,288	285,502	240,870	44,632	0	7,700	0	0	954	132
新潟市	284,971	269,605	223,521	46,084	0	10,157	309	0	1,920	2,980
静岡市	454,895	413,676	249,790	163,886	120	37,899	0	0	3,200	0
浜松市	501,675	451,967	271,799	180,168	160	18,335	0	0	31,213	0
名古屋市	318,083	306,143	226,394	79,749	0	8,102	0	0	3,838	0
京都市	289,479	284,704	179,223	105,481	0	4,239	0	0	491	45
大阪市	427,083	385,657	221,317	164,340	0	28,751	25	0	12,590	60
堺市	233,327	225,576	114,637	110,939	0	6,789	0	0	962	0
神戸市	395,677	371,164	302,995	68,169	0	15,634	5,607	0	2,998	274
岡山市	400,334	386,326	193,237	193,089	0	6,356	0	0	7,652	0
広島市	439,205	431,171	277,739	153,432	0	6,652	0	0	1,379	3
北九州市	377,035	349,758	264,594	85,164	0	12,002	2,700	0	12,362	213
福岡市	183,300	152,845	106,257	46,588	14	5,892	0	0	24,549	0
熊本市	88,171	77,124	58,627	18,497	108	7,564	0	0	3,375	0
21都市計	10,497,880	9,763,133	6,822,113	2,941,020	402	376,762	35,482	220	253,807	68,074

（注） 21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 32 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和31年 (1956年)		383	6	465	713	31,864	5,332	-	101	1,830,222
32 (1957)		406	6	488	735	32,745	4,484	-	107	1,737,319
33 (1958)		429	6	507	778	33,729	4,304	-	104	1,677,555
34 (1959)		438	6	533	831	35,168	4,153	-	93	1,633,792
35 (1960)		445	3	562	833	36,627	4,016	-	102	1,591,053
36 (1961)		461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37 (1962)		484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38 (1963)		511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39 (1964)		544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40 (1965)		620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41 (1966)		640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42 (1967)		671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43 (1968)		700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44 (1969)		734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45 (1970)		756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46 (1971)		782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47 (1972)		805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48 (1973)		829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49 (1974)		848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50 (1975)		859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51 (1976)		869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52 (1977)		878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53 (1978)		887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54 (1979)		895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55 (1980)		906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56 (1981)		914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57 (1982)		923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58 (1983)		927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59 (1984)		932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60 (1985)		933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61 (1986)		933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62 (1987)		931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63 (1988)		930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年 (1989)		931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2 (1990)		933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3 (1991)		935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4 (1992)		935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5 (1993)		932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6 (1994)		931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7 (1995)		931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	-	975,512
8 (1996)		925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
9 (1997)		923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	-	968,081
10 (1998)		920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	-	962,625
11 (1999)		911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	-	957,047
12 (2000)		907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	-	951,069
13 (2001)		904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	-	944,134
14 (2002)		900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	-	937,169
15 (2003)		894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	-	928,432
16 (2004)		886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	-	919,105
17 (2005)		848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	-	908,043
18 (2006)		811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	-	900,007
19 (2007)		807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	-	892,893
20 (2008)		807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	-	888,900
21 (2009)		803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	-	885,394
22 (2010)		802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	-	883,698
23 (2011)		798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978
24 (2012)		791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	-	874,193
25 (2013)		770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	-	868,872
26 (2014)		752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	-	864,347
27 (2015)		750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	-	859,995
28 (2016)		733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	-	856,278

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

附属資料 34 危険物施設数の推移

(各年 3 月 31 日現在)

年	製造所等の別 総 計	製造所	貯 蔵 所									取 扱 所				
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販 売 取扱所	第二種 販 売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702			7,742
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059			25,270
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478			34,628
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907			43,586
昭和45年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274			51,800
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553			62,244
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91		70,911
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163		79,948
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258		89,974
昭和50年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和55年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和57年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和60年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成 2 年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成 3 年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成 4 年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成 5 年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成 6 年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成 7 年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成 8 年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成 9 年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成12年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705
平成27年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111	62,097

- (備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 昭和 34 年は 9 月 30 日現在である。
 3 東日本大震災の影響により、平成 23 年、平成 24 年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成 22 年 3 月 31 日現在の件数で集計している。